

# 八代城代松井氏の海辺開発

内山 幹生

## 目次

はじめに

### 一、新地床と開発権

- 1 新地床
- 2 開発権と開発動機

### 二、海辺開発の展開

- 1 初期開発の特性
- 2 開発の時代的特色

### 三、敷川内御新地の開発経緯

- 1 造成の経緯
- 2 堤防普請の実状
- 3 大坂資本の導入

### 四、建馬新地開発の特殊性

- 1 開発の背景
- 2 松井家の意図

### 五、海辺開発にみる藩庁との確執

- 1 堤防修復の問題
- 2 牟田開発の実状  
おわりに

はじめに

熊本領における海辺開発は、地域的にみると、領国のほぼ中央域に位置する東より西に突出した宇土半島を境とし、北部海辺（有明海側）と南部海辺（八代海側）の開

発に区分でき、土質のほか開発規模に若干の相違が認められる。八代海側では、宇土半島南面より八代・日奈久地先に至る地域が典型的な遠浅の干潟で、加えて球磨川などに代表される河川による複合三角洲地帯があり、切れ目なく開発された。さらに、南の方向にしばらくの距離をおいて、規模・件数こそ劣るが、葦北・水俣地域にも古くから干拓の実績がみられる。熊本領八代海沿岸の総開発面積よりみると、宇土半島南面から八代地先までの開発地が全体のほぼ九割強を占めており、中でも八代周辺の地先では、松井氏による御赦免開たる新田が集中している。その北方、松橋地先より八代までの間は、会所・郷・有吉氏らによる開発地が存在するが、藩庁機関主導による開発が他を圧している。開発面積により八代海海辺開発を総括すれば、八代以北は藩庁機関が主導し、八代地先は松井氏が主導するという二重構造的な開発であったといえる。

松井氏は、寛永九年（一六三二）、加藤忠広の改易に伴う細川忠利の肥後国熊本移封に随い、豊前小倉より肥後に入国した。同年、松井興長は筆頭家老として知行三万石を受けており、その後も累代、熊本藩筆頭家老職の家柄として藩政に深く参与することになる。松井氏の八代城入城の後、本格的に開始された海辺牟田の懇田化や干

潟の干拓などの実施状況を見ていくと、その歴史的背景には、熊本藩における松井氏の特異な地位・処遇の関わっていたことがわかる。それは一般に、「城主の格」といわれている家格のことであり、詳細な事情は不明であるが、松井氏に八代城を預けるに際して、公儀と熊本藩主は、松井氏を大名に準ずるとみなし、相応の礼遇をしたとされる。松井氏は、松井康之の頃より同格の客分として細川氏に助力しており、同氏が近世大名に変化していく過程で、陰に陽に支えてきたといわれ、徳川氏との関係も昵懇であったといえる。

松井興長は、八代城に隠居していた藩主の実父細川忠興（三斎）の死去に伴い、正保三年（一六四六）八月、八代城代として同城に入城した。藩家老たる松井氏に八代城を委ねるということは、薩摩勢力押えの要害を任せるといふ意味もあり、熊本藩のみならず徳川幕府の意向を含み、南九州地域に対する軍事的配慮の一翼を担わされてきたといえる。元和偃武以降、徳川幕府の統制は、ほぼ日本全国におよぶ。しかし薩摩島津氏に対しては、歴史的な経緯もあり、寛永年間当時に至っても、警戒を緩めていたわけではない。そのため、外様大名ではあるものの、徳川氏の信任あつた細川氏を肥後に移封したことにについては、対薩摩戦略上の深謀遠慮の結果にほかな

らない。八代城は、厳格な一國一城令の施行下にありながらも、島津氏に対する前衛という戦略上の必要性もあつて、存置されたとみられる。

明治九年（一八七六）八月、松井盈之は、当時の熊本県令安岡良亮より、松井家が旧藩時代に行つた海辺新地築造についての報告をもとめられ、「海辺新地御布達之趣に付御達」なる報告書を提出した。それには、松井氏の関つた海辺新地が、ほぼ開発年代順にまとめられ、新地の名称・面積・築造の所以・藩庁への許可手続・開発成就後の農民への割渡し手続など、それぞれの新地個別に記述されている。末尾には築造理由等が総括的に述べられており、以下に整理しておく。

① 細川肥後守光尚は、長岡佐渡守興長の八代城入城後に八代城へ赴き、所々を巡検し、荒蕪の地とその枝先を興長に給された。

② 八代城守衛については、身分不相応の家来を召し抱えている。三万石の知行廩米をもつて五四〇〇石を手取りしているが、家来への扶助米は六〇〇〇石余におよび、財政は甚だ不如意であつた。

③ 藩主は、葦北郡を松井家の知行として付け置くといふ存念であつたが、興長は本藩経営に差支えになると考え、八代の河口牟田を所望して請込む次第になつ

た。

④ 河口牟田内に新地床を見立て開発を願うと、所柄を聞き糺され、本藩の支障がなければ築造を許され、その前後に藩庁の役人が出張して来て検査を行つた。

⑤ 築立は、松井家の自己資金と大坂商人をはじめ地元の人（農民）らよりの借入れをもつて行い、松井家財政の勝手が立つための補助とした。

⑥ 地租収入について、古い時代のことは物成受払帳がなく、詳細は不明。旧来は新地方の一局が存在したが、天保年間にその局も廃止され、諸帳簿も所在不明となり、確かなことは分からない。

右の報告にみる開発面積の総計は、九五二町歩余におよぶ。しかし、これをもつて松井氏の名義によつて開発された全面積とするには、多少の疑問を呈せざるを得ない。それは、右⑥に要約した部分であり、その原文（写）には次のように記されている。

…且地租収入の儀は年古き方は物成受拂帳も無之、其上旧来新地方の一局相立置、新開の一部は其局へ取扱せ候處様子有之、天保度其局を廃し諸帳簿之儀、如何成行候や確と分兼申候、且御一新に付而は諸帳反故拂等仕り、要用の帳簿も紛雜仕居申候間、古來申傳・旧記・見覚通上申仕候、則御一新之砌諸新地旧

藩割印書指出申通御座候事：

以前は、松井氏の家政機関の中に新地方という担当部署が存在し、新開地関連実務の一部を取り扱っていたが、天保年間に廃されて以来、諸々の帳簿類も散逸した。さらに明治維新によって残る帳簿類も反故払いとなり、重要諸帳簿も乱れてしまったので、古来からの申し伝えや、旧記および以前の記憶を辿って報告したという。熊本県令から、当時の十三大区一小区の戸長を介して松井家に問い合わせられたが、この書面の発令日は、明治九年八月二日である。報告期限は、「：別紙ケ条書之趣、至急取調べ本月十五日限無相違可申出旨：」とあり、回答書面の日付にも明治九年八月十五日と記入されており、実質調査期間十日間ほどの短時日であった。関係書類滅失のため、やむをえず旧記を参照しながらまとめられたということであり、遺漏があると考えるほうが自然で、開発の全貌をもれなく網羅した報告書であるとは考え難い。

ここにいう旧記とは、松井家伝来の「先例略記 御開之部」<sup>(5)</sup>、あるいは同「塘筋」などと思われるが、具体的な文書名は記載されていない。前者は、明暦元年（一六五五）から安永五年（一七七六）までの新地開発関連記事を、後者は貞享三年（一六八六）から文政十三年（一八三〇）までの河川堤防および干拓新地堤防関連記事を

収載している。二文献の併読により、相当の部分は明らかとなるが、松井氏の開発行動の全期間を網羅しているわけではない。また前掲報告の最終部分に、「：則御一新之御諸新地旧藩割印書指出申通御座候事」とも書かれており、維新当時、旧藩庁に提出した割印書と本報告の内容が同一であることを主張したいのか、あるいは本報告には遺漏があるので、旧藩庁に提出した割印書を参照されたいという意向であるのか、その真意は不明である。しかし本報告は、遺漏分の可能性が残るにせよ、松井家を開発主とした海辺新地の実際を整理し、自ら公表した唯一の史料と思われる、その大略の様相を把握する指針には成りうる。

重臣らの海辺開発は、その計画段階より藩庁御郡間へ届け出て、役人の出張検査の後に決裁を受ける仕組みになっていた。割印書<sup>(6)</sup>は、その最終過程に発生する確認書類であるところから、松井氏の開発も御郡間を中心とした藩庁記録を全て調査することにより、正確な様子が把握できるはずである。しかし、松井氏が累代八代城代を勤めた二二〇余年における三〇件前後の開発実績であり、統一的で一貫した関係帳簿の存在がなければ、藩庁側記録より真正な開発実態をまとめ上げることは至難のわざといわざるをえない。明治新政府が松井家に開発の実態報

告を命じてきたことも、藩庁記録に所要部分を求めえなかつたことに原因するとも考えられる。

本章では、松井氏における御赦免開の特殊性、すなわち、(一)干潟開発権授受の問題、(二)個別の開発事情における特異性、(三)地勢的特質、等に焦点を当て、それらを、海辺開発の展開過程を多角的に検討することによって明らかにしたい。その際、種々の施策を組み合わせて体系化された海辺開発に関する全体像は、その策定・実施の過程で作成された書類群を系統的に分析しなければ明らかになしえない。かかる観点に立ち、主として松井家文書のうちより旧記類を中心に検討していく。

## 一、新地床と開発権

### 1 新地床

近世熊本領における「新地床」とは、主として海辺の新地すなわち干拓新田の創出母体となる開発前の土地のことであり、海辺開発の具体的な対象地を指す歴史的な表記である。<sup>(二)</sup>見立てた新地床に開発の手を加えて新地(新田)と為し、そこに土地改良を施し耕地化を図った。開発という人的な加工行為の投入対象地であり、自然環境的な諸類型を見いだすことも可能である。大別すると、

河海辺の牟田(湿地帯)と干潟に分類でき、それぞれの範囲・域内で多種多様な条件的差異を備えた新地床の存在があった。河口地域には、流砂土により水底に堆積した土が隆起してできた「洲」がある。それは単独の河川の場合と複合河川の場合とで発達の様子が異なり、また潮汐の影響も加味されることで、形態・規模ともに大きく変化する。また、遠浅の干潟と連続するような地域では、河川と海流による作用によって、年々発達する洲や干潟という状況を現出せしめた。

新地床の内容を、歴史的表記の中にみておこう。新地成り以前の来歴を窺わせる名称は、各種の絵図により抽出可能である。有明海および八代海に共通しており、葭場開や牟田開・潟開という表記が散見され、それぞれに開発以前の新地床の態様が推測される。<sup>(三)</sup>つまり、葭の栽植地や牟田(湿地・湿原)および干潟を開発した新地であり、葭場開は八代の河口(日置川・前川・球磨川など)に多くみられる。河口に発達する洲には、総じて各種水辺植物の群生がみられ、腐葉土化した土壌環境にあり、葭などの栽植に適していた。

こうした洲の一群が複合三角洲であり、別の表記を用いれば、広域にわたる河口牟田ということになる。松井氏が拝領した海辺の未開地は、それらに干潟が接続した

地域であった。松井家の土地関連史料の中に、「請込牟田」という言葉が散見される。<sup>(三)</sup>これをくわしく説明しようる史料は未見であるが、葎の上納を前提として藩より下しおかれた牟田であり、葎場の維持に努めるほか、川下にあたるので濔筋の浚渫など、防災上の義務も負っており、相応の管理を必要とする地域であった。天保七年（一八三六）の「球磨川河口之絵図」をみると、<sup>(四)</sup>麦島より鼠蔵地域に展開する広大な複合三角洲の全体に、「山城殿受込葎場洲」の記載があることから、これらは松井氏によって請込牟田として管理されていたことがわかる。

洲は、洪水などで年々歳々に変化を来す性質の地でもあった。数十年単位で経過をみると、自然陸化していく部分は、確実に拡大していく。つまり、コアとなる部分に流砂土が堆積していくことよって洲が成長するのであり、その結果を出来洲と称した。部分的には干陸化した所も少なくないが、総体では湿地帯や湿原ということができるので、「牟田」の呼称で誇張はない。牟田に葎を栽植すれば、そこは葎場と称される。葎は屋根葺き資材・建具・家具・簾・矢柄・燃料などに利用された重要物資であり、近代以前においては、人々の暮しと深く関わった汎用資材であった。松井家請込牟田より産する上葎は、熊本城御作事所に上納され、中葎は、八代の御作事方や

八代御城附衆・松井氏家臣らに配分されている。

葎場は三角洲中の湿原などに設定され、葎のみではなく七島（しちとう）や蘭草も栽植され季節的循環に従いつつ、資材生産の場として管理されていた。時として河川の氾濫などによる土砂堆積の進行や濔筋の自然的変更に  
どによる環境変化のため、葎場としての機能を果たさなくなってくる場所も出てくる。日常的には付近の農民が、葎や七島の栽植を管理しており、葎場の実態を身近に把握できる立場にあった。そのような場所は、松井家の家臣を通じ、彼ら農民が、開発権を有する松井氏に開発を進言し、実現させたのである。

開発の対象地たる土地は、原野・荒野・沼沢および山や藪、川筋、干潟など、およそ耕地化の可能な場所の全てといえる。熊本藩における開発許可の態様をみると、河海辺の湿地帯や干潟を除く開発（山野開）については、他の藩と大きく相違するところはない。ただ、干潟の開発のみは（河海辺湿地帯を含む）、熊本藩独自の見解による許可の規矩があり、その運用は比較的厳格であった。松本寿三郎氏の研究によると、河海辺の大規模開発以外では、細川氏肥後入国当初の一時期、武士層に許された御赦免開のほか、寺社方開や百姓の野開さえも許されていた時期があった。この間は「開取り」自在で、年貢お

よび運上銀上納の規定はあるが、低率で藩財政にとつて必ずしも有効でないこともあり、享保十七年（一七三二）、家中による手開は禁止されている。<sup>二五</sup>

熊本領内の開発地は、宝曆地引合以前のものは古新地や御郡方新地など、新地方の名目に編入されることがあったが、その大半は諸開として把握されていた。文化十四年（一八一七）当時、諸開は全耕地の二一%を占め、とくに開主の権利が強いという点で、本方（御藏納・御給地）と本質的に異なるという。<sup>二六</sup>海辺干潟の開発は、その自然的条件による特性により、他所の開発と比較すると規模が尨大であるうえに、費用負担や労力負担もまた莫大であることから、開発主体も自ずと制約を受ける。実はこの点が、開発主体および実質開発者に、強い権利を容認せざるをえない根拠の一つともなった。海辺の開発は、松井氏のみでなく次席の世襲家老たる有吉・米田の両氏にも許可されている。いずれも松井氏同様に主家との因縁が深く、有吉氏にあつては、玉名郡横島の地先に優先的な開発権を得ており、さながら八代における松井氏の場合をみるような趣があつた。

## 2 開発権と開発動機

熊本領内において海辺干潟や河口牟田の開発は、松井

および有吉・米田という世襲の三家老家に特許された権利であつた。権利付与の理由及び所以は、松井氏に代表されるように、主家細川氏が戦国大名から近世大名に変化していく過程における献身的な奉公振りに拠ると考えてよからう。その検証は措くとして、かかる開発権とは、いかなる具体性を有していたのか。開発権の行使によつて造成された新地は、御藏納を免除された御赦免開たる性格を有し、開発者資産の形成に寄与することになる。開発権付与に対する前提要件は、開発地床（新地床）の存在であり、具体的な範囲設定の必要があつた。それらは、ほとんど例外なく蔵入地や御給地などと境を接しており、決して独立的に分離された状態で存在しているわけではない。多くは既存耕地の末端部分に位置することから、その部分の開発は、灌漑水利や防災などの面で、本方の年貢地（蔵入地・御給地）に強い影響を与えた。

開発権の今日的な理解は、人または機関が土地を支配して利用するという権利であろう。それは、人や機関による土地に対する支配領域と不可分の性質を持つ。開発権は、土地に対しての対立関係における排他的な領域に適用され、その土地に対する支配を、他者に対して対抗しうることがなければ、開発権の権利としての性格はありえない。しかし一方では、排他的に対抗しつ

も、他方では、相互に承認しあうという社会的な関係があり、それも開発権の本質とみてよからう。近世の熊本領における海辺干潟開発権の内容も、基本的には、以上の理解で大過ないと思われる。

世襲の三家老に特許されたという海辺の開発権は、新地床の拝領が前提となる。つまり順序として、地床たる海辺湿地や干潟の拝領がなければ、開発権の実体そのものもありえない。新地床の拝領という事実のうえに、開発権という資格・能力が付与されるのであり、望む所を自由に開発できるといふ、普遍的な開発権利実体があるわけではない。新地床の拝領、そして開発権の特許という流れをみておこう。

松井氏累代に特許された海辺開発の初発は、明暦元年（一六五五）に築造された松崎新地三四町四反九畝、および海士江新地十三町一反二畝である。松井氏の八代城入城の二カ月後、正保三年（一六四六）十月、藩主光尚は八代城に赴き、城下近傍の所々を巡覧した。随行した松井興長は、八代城北方の松江・海士江両村付近を案内の途次、眼前にある海辺葭原の開発許可を乞い、承認を得た。その後、九年を経過した時点で着工され、松江村の堤防（松崎新地）千余間は四日間、同じく海士江村の堤防（海士江新地）五百余間は二日間という極めて短期

間のうちに築立(二八)されている。

以上のように海辺開発の実行に関する制度的な草創は、八代城代が藩主に直接交渉をして、新地床の拝領を求めた結果、地床と開発許可を同時に下されたことに始まる。その後は、松井家の家司（家老）や奉行諸職(二九)が、干潟や葭原を検分して開発の可否を判断し、松井当主に開発を進言するという流れをみた。干潟や河海辺湿地の拝領動機は様々で、明治九年（一八七六）に熊本県令より海辺新地築造に関する報告を求められた際に提出された回答書の内容を、時代順に整理してみよう。(三〇)

#### 【明暦・寛文・宝永期】

①土地（干潟）を見立てて床地に願ひ、その中より洲高に成り次第、逐次開発していった。

#### 【延宝期】

②松井直之の代に八代城天守が雷火に遭ひ武器類を焼失した。その再調達のために新地床を願った。

#### 【享保期】

③請込牟田のうちに葭が育たなくなつた場所があり、その新地開発を願った。

#### 【安永期】

④塩屋町で年々人畜が増加して生計が困難になり、さらに八代町の建馬建継ぎの負担もあることから、



新地築造を願った。

【寛政期】

⑤請込牟田を松井家財政立直しの一助にしたいと開発を願った。

⑥古くからの塩浜を潮入りが悪くなったので畑にし、旧塩浜の替え地として新しく塩浜床を願った。

【文化期】

⑦小田手永立花村に新地床を願ひ許可されていたが、八代の植柳村沖に床替えを願った。

⑧松井直之が高子原新地を許可願ったとき、許可町歩数より縮小して造成していたので以前の際目株（既得権扱いか）が残っており許可を願った。

⑨植柳沖築添新地の堤防が破損し同所の再潮留が困難なので、別の場所に堤防設置を願った（堤防の移設により新地面積が拡大したもの）。

【天保期】

⑩請込牟田のうちに葭・七島の育たない洲があり、近くの者が耕作地に願ってきたので許可したところ、潮留できなかつた。やむなく松井家で出金し潮留し、開発を願った。

⑪請込牟田のうちに葭・七島が成育せず荒洲同然の所を、高田郷より新地を築造したいと相談があり、

共同で開発を願ひ出た。

⑫松井章之の曾祖父督之へ許可された新地床のうち、水嶋の際目を願ったところ、高田郷より催合築の申し出があり、共同で願ひ出た。

（※天保十二年松井督之は、長年の勤勞を賞されて新地床一五〇町歩を給されている）

【弘化期】

⑬高島新地の堤防が損壊し潮留が困難となり、堤防の延長を願った（堤防延伸による面積拡大のため結果的に新しく干潟を拝領することになる）。

⑭受込牟田のうち葭の毛付しない場所があるので、新地開発を願ひ出た（出金して築造したいという者がいた）。

【安政期】

⑮天保十二年、松井督之へ給付された干潟のうち、長岡興増と相談して築造を図ったところ、築造資金を出すという者が現れたので開発を願ひ出た。

⑯請込牟田のうち葭の成育の悪い場所があり、開発を願ひ出たところ、資金を出したいという者があり、話に応じた。

⑰天保十二年、松井督之に給付された新地床のうち、に開発を願ったところ、資金を出したいと望む者

があつた。

新地の開発理由は、新地床の拝領理由でもある。松井氏の海辺開発に終始一貫してみられる直接的な開発動機は、同家財政の支えにほかならない。「海辺新地御布達之趣に付御達」(明治九年記)<sup>(三)</sup>に、構造的な赤字財政になる理由と、それに対する藩主光尚の下した方針が、

：祖先長岡佐渡守興長八代入城之後、旧主細川肥後守光尚八代城へ罷越候節、所々巡檢荒蕪の地枝先を以給候儀有之、八代城守衛に付而は身分不相応家来も召抱へ、三万石の知行廩米を以て五千四百石手取仕り、家来扶助米六千石余に及び甚不勝手に付き、葦北郡をも附置度存意之由に候得共、本藩之差支に相成候儀に付き、八代川口牟田を受込申付に相成、并理に可相成意味にて：

と、明瞭に記されている。八代城代松井氏の知行蔵米は三万石であり、そのうち実収する手取米は五四〇〇石である。同家々臣団への扶持米は六〇〇〇石に及ぶとい、別途の財政的補完措置を採らなければ、恒常的な赤字財政になること必定であつた。この点から、生産性の高い新地を開発することは、松井家の家格維持及び八代城警衛任務の遂行という根源的な問題を解決に導く唯一の方法であつたとみられる。

松井家の新地床拝領理由は、それを開発して得た新地より上がる産穀により、同家財政の補完を行うためであつた。これを終始一貫する基層的で永続的な開発動機とすれば、各々の事例の中には、表層的で流動的な開発動機が存在する。近世初期の明暦・寛文・延宝・宝永各年間に松崎・海士江・古閑・高子原などの新地が開発され、その具体的な築造理由は、①と②に示すとおりで、もつぱら松井家の私的・公的な事情によるものであつた。その後、享保から寛政に至る時期には、松井家のみ開発事由ではなく、社会的な開発要請がみられるようになる。

③は、植柳沖出来洲新地(二七町六反余)の事例で、請込牟田の中に葭の植栽部分があり、干陸化の影響で葭が育たなくなつたところを開発したという。栽植現地の管理運営者は、地元の農民である。これら請込牟田の日々の事情は、牟田内の既耕地で耕作をしている農民が最も知悉していることはいふまでもない。多くの場合、農民が松井家の家政機関中の一局たる新地方に牟田内の開発を願ひ出て、その部署が調査をすすめて、松井家要職の検分に至るといふのが実情である。その結果、開発可能性があり、産穀も期待できる新地床であれば、藩庁へ拝領の要請を行うという手順であつた。請込牟田内の自然条件の変化を開発動機とする事例は、享保期以後、寛政・天

保・安政から一部慶応の頃まで行われ、とくに天保期以降になると、有力農民の開発欲求亢進という時代的な風潮に伴って、なかば慣例化していく。

その後、安永期以降になると松井氏の海辺開発動機に、必ずしも同家の単純な財政事情からのみではない事例があらわれてくる。④・⑥・⑦・⑧・⑨に窺える動機がそれで、社会政策、交通制度維持、既得権の活用、防災的見地などの多様な意図がみられるようになった。とくに、④零落農民の救恤と八代町建馬建継の費用負担、⑧以前の際目株（開発既得権）の権利行使、⑨防災の見地から堤防を移動、という三件は重要である。④は、松井氏に委任された八代町統治権限と関わる部分であり、窮民救恤と建馬建継の安定的な維持を図るという点に、統治権限者の自律的な意志の一端が窺える。⑧は、②に示した延宝元年（一六七三）、松井直之の高子原新地築造の際に、許可された面積よりも少なく築造したので、その面積差の部分を開発したという。それが文化十三年（一一八六）高島新地一八七町一反余である。一四〇年以上も前の開発を口実にして新規の開発を申請し、それが決裁されたわけで、明和元年（一七六四）宇土細川家からの敷川内村沖干潟拝領申請一件の不首尾以来、松井家と八代地先干潟を争う権門はなくなった。

松井氏は、近世初期から中期にかけて築造した新地からの産穀を、次なる事業の開発資本としてきたが、文化年間頃より財政の逼迫はさらに甚だしく、天保期以降になると一例を除き、もはや自己資金の充当は不可能となり自力による開発はみられない。⑩から⑰までは、従来の開発動機の複合された事例であり、資金的な問題によって松井家が、次第に新地開発の主導者たる位置を失墜する時期にあたる。同家の保有する開発名義を、有力農民や手永が利用して実質的な開発者となり、築造された土地は出金者へ割渡され、松井家は、開発権に見合う分だけの土地を受ける存在となった。安政期以降では、三ヶ年（一八二二）の歛下年季があり、その後、反当で定免三斗五升前後の徳米を収入した。

## 二、海辺開発の展開

### 1 初期開発の特色

松井氏による海辺開発の初発は、明暦元年（一六五五）の松崎新地および同年の海上江新地である。これらの新地は、事前の周到な準備作業がなされていたものとみられるが、記録によると二〜四日間の施工で成ったとされる。これらは、むしろ今日の潮留工程を伴う干拓では

ありえない。潮入りの少ない海辺湿地帯で、干陸化の様子を注視しながら開発候補地を見極め、八朔潮の侵入を防ぐ程度の土手（土堤防）を設置し、堤防内の排水をしながら耕地化を図るといふ土地改良的要素を備えた開発であった。河海辺湿地帯の干陸化は、河川による排出土砂の堆積作用、あるいは潮流による土砂の運搬・堆積、およびそれらの相乗作用によって確実に進展する。このことは、耕地拡大に結びつき農業生産面で有利に作用することもあれば、致命的な結果を招くこともあった。河口域に干陸化する地域があれば、その周辺低地に湿潤化する地域の出現する可能性がある。水は、必ず低地へ移動し土中を伏流するからで、川下における築堤を伴う開発は、排水の面で大きな障害となる危険性があり、既存の水田を深泥田に変える危険性があった。

松井氏は、正保三年（一六四六）八代城入城以来、八代の城下町を支配し、それまで玉名郡を中心にしていた知行地を八代の近辺に移していく。当時の八代地先海辺湿地の実態は、八代町の西方に干潟や沼地と若干の蓼牟田があり、南方には球磨川の本・支流などの河口域に広大な蓼牟田が展開していた。複合河川化して、洪水の度に流路が変わる不安定な地域で、部分的に蓼の栽植地となっていたが、蓼の成育が悪くなってきた所など、水抜

き工などの簡単な土地改良工事を施工することで畑にすることができた。表向き極荒地・草牟田扱いにされている所でも、実態は、部分的ながらも耕地化の進行がみられた。<sup>三〇</sup>

そのような土地を政治的権力をもって潮除け塘を設置して囲い込み、百姓仕立てを行い、新田の村立てを図っていく。外観は、木曾川河口域の洲にみられる輪中に似た構成が想定される。近世初期には、河口牟田などの湿地帯において、自然環境の変化（干陸化の兆し）を見計らい、周辺農民による無秩序な小規模零細の開発が徐々に進行していたが、松井家中による管理活動により、漸次、秩序立った開発になっていった。

明暦年間より元禄年間に至る五〇年前後の間は、以上のような開発形態が主流である。同時に、佐賀領や柳川領にみられるような、「搦み」や「柵」（しがらみ）立てによる長期にわたる新地床造成の努力もなされている。

安永三年（一七七五）七月には、<sup>三一</sup>

八代郡古閑村之海辺、百年以前此方之開場ニ見立、棒杭等立置候処、近年甚地高ニ相成候ニ付、新田致開発  
筈ニ付及見分候処ニ至極宜場所ニて田畑・塩浜茂出来申  
候、

という状況がみられる。棒杭や柵に搦みつく潟土が地高

を増し、一〇〇年を経て一帯が干陸化し、浜菜が自生するようになる。開発に着手された。右は、松井家老西垣太右衛門より大坂の尼崎屋平兵衛に宛てられた書状で、最後の部分には次のように記されている。

一通右場所を見せ候て対談之上相極申度存候、至極手安出来候所柄ニ付、何卒急度築建申度存候、近辺村々百姓共茂地を望候付、旁以及御相談申候間、御繁多中御世話之儀候得共御肝煎可被下候、

大坂商人に開発資金の出資を依頼しており、安永年間頃には、海辺開発を社会的にも営利目的にも、事業として推進する気運が醸成されていたとみられる。規模拡大の結果、潮留を要する工事となり、樋門にも巨石が使用され始め、堤防も従来の土手主体から石手（石垣築）への移行が始まり、堤防線が大潮の際の干潮ライン、つまり汀線あたりまで進出し始めた。そのことは、沈床素材たる羊歯や粗朶が、この時期大量に使用され始めたことで証明できる。

松井家に特許された開発の対象たる海辺干潟・牟田の中には、荒地や水荒扱いの土地であっても、その実態は、自然陸化した洲や牟田の随所に蚕食的な小規模の開発があり、検地・高入れされていない耕地が存在し、それは領主の意に添わない無秩序な展開であった。初期海辺開発

の目的は、これらの零細で小規模な開発地の一団を、堤防を巡らすことで保護し、最終的には高入れをして、年貢（徳米）収入を得ることにあつた。堤防を設置することによって潮入りや海水の浸透をある程度抑制することができ、土地改良の実もあがる。つまり、堤防内側の開墾・耕地化がより容易になるというメリットを追求したのである。

松井家による初期海辺開発の特色は、八代地域を貫流する諸河川の河口に展開する複合三角洲の開発に現れている。すなわち牟田内の懇田開発ともよぶべきもので、なかでも葭牟田・草牟田と称する部分は、厳密にいうと牟田よりも植生の多い環境であり、自生種が大半であるが、一部分人工的に葭や七島の植栽がなされた場所である。安永期以降の段階では、一団の牟田・草牟田（葭場）を囲い込むという規模の開発で、より広範な規模となるため、相当に強固な堤防を必要とした。その変遷は、土手から石積堤防（裏張なし）へ発展し、その後石垣（裏張あり）築へ進んだとみられ、多くは潮留工事を伴った。石積の段階は極めて短く、農民主導による工事の名残りで強度も低く、それらは、ほとんど破堤の修復によって一掃される。近世中期以降、石手堤防の大半は、城郭普請石組技術の転用及び専任石工による石垣築となってい

た。

## 2 開発の時代的特性

松井氏による河海辺開発の画期は、その開発意図や開発趣旨の変遷をみることで、ほぼ明らかになるだろう。その意味で、松井家記録抜粋『海辺新地御布達之趣に付御達』（別称『明治九年記』）は、重要な示唆を与えてくれる。前節第2項でみたとおりで、より具体的には、個別干拓地の成立諸要素を時系列で見直していくと、各時代の特性が浮かび上がる。また、それぞれの開発地をみるときは、領主側と領民側のいずれにも視点を置かなければならない。領主たる松井家の視点からみると、具体的な開発動機として、たとえば焼失武器の再調達や学校運営資金の調達などが表れてくるが、全ての海辺開発は、基本的に松井家の公私にわたる財政支出を補完する目的であった。海辺開発の開始後しばらくの間は、知行所村々の余剰人員に、家居・農具・糧物・種子などを与え、自立百姓として入植させており、領民の視点から見ると窮民救恤の色彩が強く、社会政策としても機能している。財政強化と窮民救恤という二つの目的を持った開発は、明暦元年（一六五五）松崎新地、同年海士江新地、明暦二年古閑新地、寛文八年（一六六八）古閑新地築添、延

宝元年（一六七三）高子原新地など、八代城の近辺に多くみられた。

近世中期にさしかかると、開発領域は八代城の南方、球磨川の河口域に及ぶ。そこは葭牟田と総称され、松井家の請込牟田であった。球磨川とその支流の最下流域にあたり、葭や七島などの自生する広大な湿地帯であり、河川の氾濫によって最も影響をうける地域である。一帯は、請込葭場として管理されており、自生する分の他にも葭や七島の栽植がなされ、それらは重要な資源として位置づけられていた。河口域の葭牟田・草牟田は、洪水による流路の変更や運搬土砂の堆積などにより、数年という比較的短時間のうちに様相が一変することも珍しくない。洪水の結果、洲に土砂が堆積して地高になったり、滯筋が移動して干陸化するなど、葭の植生に悪影響を与えることになる。そうした土地が数町歩単位でまとまってくるると、周辺の農民らは、松井家に開発を働きかけてくる。その初発が元禄二年（一六八九）植柳古閑で、以後元禄十二年・十五年と葭立不良という理由から、その隣接地が築添開発されていった。八代城近辺の古閑新地も同様の理由で洲高が進行しており、宝永二年（一七〇五）・同四年・宝暦三年（一七五三）・寛政年間に逐次開発されている。

次の画期は、文化三年（一八〇六）中牟田新地である。高田手水と合同で開発したもので、この頃より手水の開発企画を受入れた開発がみられるようになる。天保期以降には、干拓の事業性がさらに増し、天保十四年（一八四三）の植柳沖水嶋新地のように、高田手水の貯えた官錢を運用するほか、一部は地底錢で資金調達をして開発された干拓地もある。弘化年間には、松井家と共同事業者が、それぞれ出資する合弁形式のほかに、弘化四年（一八四七）沖の須新地など、豪農・富農らが、築造資金を出して開発を引き受けるという形式もあらわれた。

この場合の実質的な開発主導者は、出資者たる農民であり、松井家は、名目的な開発名義人たる地位に甘んじ、開発権の価値に等しい分量の土地を得るのみの存在となる。この傾向は、松井家の開発名義による海辺開発の終焉する安政二年（一八五五）三江湖新地、同年北原新地まで続く。

現在の八代平野の大半は、大小河川の複合三角洲地帯および海辺干潟を開発して成ったものである。河口・干潟の外縁部は、その環境変化（自然干陸化や干拓）や政策の変更に伴い、休止期はあるものの継続的に開発されており、海岸線は西へ向かって移動して行く。その過程で、排水不良を起し、より外縁に新地を開発しなければ

解決できない時期が到来する。近世の海辺干拓は、干潮時に樋門を開放して干拓地内の悪水を排出する自然排水の方式をとっていた。有明・八代両海沿岸のごとく、干潟の発達が著しく、干拓新地が次々に造成されたところでは、それぞれの干拓地の先端部分が江湖（悪水溜）となり、それに接する堤防の外側に潟土の堆積が間断なく進行していく。試みに、国土地理院一万分の一地図より同じ標高点の分布を結び、八代地先の干拓地断面を想定すると、旧干拓地の堤防外縁部（新干拓地の一部）から新干拓地の堤防に向かって、極めてなだらかな勾配で傾斜し、低下していくのがわかる。

干拓地が海に向かって重層しながら造成されて行く場合、極端に言えば同様の勾配で海側に傾斜した干拓地が、いくつも連続して存在することになる。干潟に潮除堤防が設置されるたびに、その外側には、潮汐作用による潟土の堆積が繰り返され、その結果、自然排水に頼った近世においては、効果的な排水が困難になり、湿地化が進行する事態となつて干拓が干拓を呼ぶという局面をむかえり。湿地化した新地の堤防外を新たに開発すること、つまり湿地地の地先を干し上げることによって当該湿地地の水を吸収させ、その結果、湿地地帯は乾田化していく。これは干拓地の抱える構造的な問題であり、負の循環と

よぶべき特性を胚胎していた。松井開では、近世中期からこの構造に起因する開発が散見されるようになる。請込葺牟田の開発など、実質的には土地改良的な目論見と防災目的という要素を含んだ開発であり、同様の構造にはかならない。

現在でも熊本市の西南方、天明町の干拓堤防外縁や八代金剛干拓外縁に潟土堆積の顕著な地域があり、干拓地内の排水を困難にしている。極端な排水障害の出現する周期は、自然現象や環境の差異によるとして、百年単位という間隔で引き起こされる可能性があるとみななければならぬ。とくに明治中期以降から昭和四〇年代にかけて築造された干拓地は、その多くが汀線を越えて浅海に進出していることもあり、自然排水のみでは対応し難く、強力な電動排水ポンプにより強制排水されている現状がある。

### 三、敷川内御新地の開発経緯

#### 1 造成の経緯

敷川内御新地は、「御新地」とあるように藩築開である。明治九年、松井家から熊本県令に対して提出された同家の海辺開発に関する報告書にも、この新地の記載はない。

しかし敷川内村沖の干潟は、松井直之が元禄年間頃に開発を願って拝領していた場所<sup>二</sup>で、最終的に藩庁と松井家の共同開発という展開をみている。干潟の拝領以来、新地開発が一時的に禁止されたこともあり、松井家では工事着手もできず、数十年そのままに放置されていた。その後、かかる事情を知ってか知らずか、明和元年（一七六四）八月に至り、八代駐在の藩惣塘支配役と宇土領の役人、さらに宇土郡住吉村の庄屋が同道で植柳村の庄屋方にやってきた。さきに松井直之が見立てた場所を宇土方細川興文が、「新地御見立てニ付て見分有之由<sup>三</sup>。」という。宇土方で敷川内村沖一帯の干潟を開発する腹積りである。色々と質問をするので、植柳村庄屋は、くだんの場所が八代様（松井家）の際目地である旨を告げた。その後も松井家の新開地担当岩崎万右衛門のところ<sup>四</sup>に惣塘支配役らが訪れ、同様の問合せをしたので、松井家の際目地であることを重ねて表明している。松井家史料は、この間の経緯を次のように記す。

一 植柳村沖方敷川内村沖迄之内ニ覚雲院様御代御見立之新地御際目地有之候、然処去未之秋、惣塘支配役宮崎平兵衛方、其外宇土御役人・町人并住吉村庄屋同道ニて植柳村庄屋方え罷越、右之所柄宇土方新地御見立ニ付て見分有之由ニて、何角庄屋え問合有之ニ付、



右之所ハ前々々八代御際目地之由申達候由、其後岩崎万右衛門方えも平兵衛方被罷越開合有之候付、是又此方御際目地之由申達候由、右之趣森猪右衛門方委敷相達候、依之重疊及讚談候上、御両殿様達尊聴、右之場所急度御築立被成度旨、御書付を以御中老様迄主水様方御達被成置候処、右之所柄ハ今度宇土様方御願有之、先ニ相成候趣ニ付、猶又覚書を以御再達有之、御願之通相濟候、

松井家では、翌年四月に中老堀平太左衛門へ事前伺の口上書を送り、再度拝領を願ひ出て、同年七月に当主長岡帯刀（松井豊之）の署名による文書をもつて正式に願ひ上げた。それによると、敷川内村沖干潟の開発目的は、開発後の新田から上がる産穀により、八代城内の文武稽古所（八代伝習堂）の補修や稽古道具などの経費を支弁するもので、松井家私事の開發地とは、わけが違ふといふ。宇土方との経緯については、「…右之所者先達而中務少輔殿方開所被奉願候、惣て開所之儀者奉願三ヶ年歛入不仕差上候所、余人方奉願候得者其者ニ被為拝領候儀、古来方之御格ニ付、此節ニ至候て者中務少輔殿願先ニ相成候旨、致承知候」といふ。松井家では、敷川内村沖干潟を拝領した後、三年の間に歛入れ（着工）をしておらず、そのゆえに旧来からの規定、「余人方奉願候得者其者ニ被為拝領候」

によつて、開發權利を喪失していたのである。加えて、享保十七年（一七三二）には家中士による開發が禁止され、そのため先祖が拝領した際目地を、数十年來そのまゝに放置してきたといふ。

中務少輔（細川興文）の拝領願が先行した形となつたが、松井家はその報に接しても、「致承知候」と慌てる様子はなない。八代伝習堂は、細川重賢によつて設立され、藩校時習館の分校的存在で、熊本より赴任する八代城附番士の子弟および松井家家臣のための学校で、藩校の延長たる郷学として位置づけられる。しかもその運営資金は、松井家の出捐によつていた。私費を投じ藩中有為の人材を育成しているという自負心もあつてか、「御用同前之事と存候間、右之趣を以宇土えも御申達、拙者方ニ相渡候様ニ被及御沙汰可被下候」と述べ、宇土方の意向も眼中には無いようにみえる。

伝習堂の運営資金は、従来より、「拙者物入にて…」と<sup>(三二)</sup>いい、松井家当主の家政資金から捻出されている。しかし資金的には、宝暦七年（一七五七）の伝習堂開設当初より逼迫していたようで、その後の学校運営原資は、「相統難相叶候付、此節者自分物入を以開所仕立、後年迄右附米ニ仕置候積り故…」と、海辺開發に打開策をもとめた。その構想が表面化し始めた時期に、宇土方より現地調査

が挙行されたとみられる。松井家の敷川内村沖干潟の開発権は、すでに「奉願三ヶ年歛入不仕」という理由で消滅しており、その後、出願の先順位優先ということで細川興文に下し置かれるはずであった。それが一転して松井家に開発権を認められた理由は、宇土細川氏への対抗軸として、「専私ニ所務之開地とは訳も違、御用同前之事と存候：」たることを強調した結果である。松井家の私事による得分とする開発ではなく、八代城中における教育機関の経費支弁という目的を述べ、御国有用の士卒を育成すること、すなわち公の用務に引当てるという大義名分が通り、藩主の一門よりも松井家の開発が優先された。

敷川内御新地は、その面積の広大なことと共に、開発地に様々な異なる土地条件のあるところから、干潟検分が入念に行われて周到な築造準備が為され、藩庁と松井家による新地床の検分から三年後の明和四年春に着工された。翌五年には、ひとまず潮留も成り、その後に区画整理や道路・水路等の附帯工事も続行されたが、大風などのために次々と堤防決壊し収拾がつかず、同六年に藩が工事を引き継ぐに至って、辛くも竣工をみた。明和七年（一七七〇）正月、敷川内御新地として検地を受け、総畝数は、二五〇町三反七畝余に及び、道路・水路・江

湖等を控除した有効畝数二二六町四反六畝のうち、北割一二六町歩余を伝習堂の維持経費捻出のため松井家に、南割約一〇〇町歩余を藩庁が保有した。

開発工事は、地の利や経験などから松井家が主導したが、南割の山陰となる良地を藩庁に召し上げられ、条件の悪い北割を保有したことは、後々まで災禍を招く原因となった。施工段階では、とくに潮留工事に苦慮したようで、「潮留メニ至り度々及破損、色々御仕法茂有之候得共、深堀ニ而怪土留メ及難洗、難及御手様子ニ付て右御新地、上え被召上、宮崎平兵衛殿請込ニ而御普請被仰付、去秋怪土留メ相済：」という。怪土留（潮留）地点は、「深堀」で底無しの干潟であった。結局、自力での潮留は成らず、「御上」（藩庁）へ差し上げる事態となり、松井家単独での開発を断念した要因となった。

## 2 堤防普請の実状

敷川内御新地の開発は、明和四年（一七六七）正月より着工し、一応の成就をみたのが明和七年（一七七〇）正月である。検地の結果、

惣畝数 二五〇町三反七畝余

内 費地 十一町二反九畝

井手道 四町四畝余

〃 普請小屋床 一反

〃 流藻川分 五町一畝余  
(※新開削部分か)

〃 潮留分 三町四反  
(※樋門・江湖部分か)

という規模の新地が出来上がり、差引畝数二二六町四反六畝余を生じた。堤防は石垣で築かれ、潮留分として三町四反歩の費地が宛てられ、樋門に続く江湖の形成が認められる。新地の規模及び底無し<sup>三三</sup>の干潟ということから判断して、樋門は頑丈な石造であり、それらの石材は葦北郡の御山より調達したことが記録されている<sup>三三</sup>。明和五年六月に植柳村沖工区の潮留が挙行され、同年九月に敷川内村沖工区が潮留された。しかし秋以降、大風・高潮等により幾度となく破堤・潮入りが繰り返されたようで、その都度、修復と潮留が行われている。かくして松井家の資金も窮迫の度を増し、単独での事業継続が困難となった。そのため、同家からの要請で藩が工事を引き継ぎ、不完全ながらも竣工に至る。

敷川内御新地造成の概略をみておこう。加勢の夫方は、初め松井家の単独事業として開始されたので、八代町及び同家知行の村々からの出夫によった。さらに植柳工区潮留後の明和五年七月には、高田・種山・野津の三手永

より加勢夫派出の意向が表明され、水路開削や道路設置など、潮留後の附帯工事に<sup>三三</sup>出夫している。これは、各手永内村々からの出百姓願いに沿った動向で、新地入植を希望する農民が競って出役した。賃労働の御抱夫(専任土工)や石工は、新地竣工までの永続的で主要な工事に従事するが、八代町や村々より出夫される夫方は、潮留やその前後の臨時的な労働力需要を補う目的であり、比較的短期間の出役である。初度潮留とそれに関わる夫方は、次のとおりであった<sup>三三</sup>。

① 八代町夫を一日二五〇人宛、八日間出夫させる  
(二五〇人×八日＝二〇〇〇人)

(※但し夫銀一人当り七分宛支払う)

② 松井家知行の村々より夫方加勢を願い出た

(一五〇〇人×五日＝七五〇〇人)

③ 植柳工区の潮留に八代町より出夫

(二五〇人×二日＝三〇〇人)

④ 敷川内工区の潮留に八代町より出夫

(一〇〇人×二日＝二〇〇人)

⑤ 八代郡三手永より出夫(人数不明)。

潮留後の附帯工事は、縦横に走る通水路の開削と道路の設置、微高地の削平作業等があり、初度潮留に動員された夫方らが、再度出夫する場合も少なくない。それら

が、人数・出夫期間不明の三手永からの出夫である。敷川内御新地の場合は、潮留後、大風・高潮などの頻発による堤防決壊が生じ、その復旧工事が加わったので、この段階以後の工事期間が異常に長く、御抱夫・石工の加勢として、各村々より随時の出役がみられた。

村々からは、出夫と共に築堤資材も差し出されている。

松井家の威光が及ぶ八代町では、町方に潮留用の空俵が課されたが、それ以外に石材など、商人らが中心となつて資材差し出しに協力した。八代町のように役目として課される場合のほか、新地竣工後の土地割渡しに見当をつけた村々では、自発的に資材を提供する動きがみられ、それは玉名郡など遠在の知行所にも及んでいる。以下整理すると、

- ① 八代町に潮留用の空俵を課す  
↓二五〇〇〇俵
- ※但し一俵当り鳥目五銅宛支払う
- ② 下益城郡豊福村などより空俵  
↓二五〇〇俵
- ③ 玉名郡の知行所より空俵  
↓一〇〇〇俵
- ④ 百済来村より潮留用粗朶  
↓一〇〇〇締
- ⑤ 猫谷村より潮留用粗朶  
↓(数量不明)
- ⑥ 下松求磨村潮留用粗朶  
↓一八〇〇締
- ⑦ 山手の知行村々より潮留用粗朶  
↓三三三四締
- ⑧ 八代町人より栗石  
↓五〇〇俵

⑨ ↓平田船で三艘

⑩ 八代町商人各位より栗石 ↓平田船で九三艘

などである。空俵は、土を詰めて土囊にするためのもので、潮留口に設置する樋門や周辺の堤防床・堤防本体に使用された。粗朶は、堤防や樋門の基部に沈床とするための資材であり、通常は長さ二間ほどの雑木を組合せて五間長前後の束を作り、それが直径二尺前後になるよう整えたものを一締とする。堤防敷や樋門予定地などで格子に組合せ、厚さ四尺ほどの筏にして沈め、沈床とした。潟土の状況によつては、この沈床筏を数段の積層で施工する場合もある。栗石は拳大の小石で、沈床抑えの木枠の上に置かれ、土囊や盛土の基底部分となった。樋門本体に使用する柱石などの主要な石材と松材は、葦北御山及び下松求磨村より調達された。土囊にする空俵は合計二万八五〇〇俵に達し、沈床とする粗朶束は、猫谷村が不明であるものの、同村が最大の山岳地帯であるところから、合計して七〇〇〇束以上に及んだと思われる。これらは潮留箇所と周辺堤防部分築造のみの資材であり、他に延べ一千数百間の堤防があるところから、全体では、この数倍に及ぶ分量が使用されたとみられる。

当初の潮留工事以後の状況に付言しておこう。植柳・敷川内両工区の潮留が成つて検地も終了したが、南割

(敷川内) はともかく、北割(植柳)は、完工にほど遠い内容であった。検地から四年後、安永三年(一七七四)八月の段階では、洪水のために荒地が拡がり、そのうえ安永元年七月の大風で、三ヶ所の破堤をみている。この頃までに七〇町歩ほどが耕地化され、その他は、歟下年季を定めて開発させると一〇年後に正味一〇〇町歩位が出来上がると予想し、残る二六町歩余は永荒の地という。北割は、以後も堤防決壊を繰り返すが、松井家では、その都度、大坂商人との金融取引で事態の收拾を図った。明和七年二月、この新地は、正式に敷川内御新地と命名され、南北割のうち北割を松井家に分与された。藩有地たる南割は、季節風の影響も北割ほど直接的でなく、ほぼ安定した新地として土地改良が進められている。北割は、地勢的に風当たりの強い地域にあたり、大風・高潮の影響をより受けやすいところで、さらに北方に流れる球磨川の堤防が決壊すれば、壊滅的な被害を受ける場所であった。当初の築堤は、新地を周回する全ての堤防について、統一され一貫した基準による施工がなされている。途中から共同事業化されたとはいえ、施工当事者の構成は、高田・種山・野津三手永の役人と農民、松井家の家臣らが大半で、それに小数の藩庁役人が加わった程度で、ほとんど変化はなかった。

ひととおりの竣工をみて、それぞれの領分に入植が開始されたあとも、新地の総合的な保守活動は継続される。干拓地の生命線は堤防にあり、潮除け堤防や樋門・水門の保全などの目的で、日常的に巡回し管理されていた。これは、一般的に何処の干拓地にも共通する事項で、もともと干潟という軟弱地盤の上に、堤防という超重量物を設置するので、所によっては不等沈下を起こし、堤防線に凹凸を生じたり、石垣の部分欠落をみる。そのほか塘腹の孕出等もあり、それらはいずれも堤防決壊の原因となりうるので、日常的な保守管理活動にも十分な配慮と連携が必要であった。

こうした新地の存在形態より、堤防や樋門の維持・保全については、藩庁と松井家の双方が、それぞれの領分限りで責任を負うという範疇からやや前進して、若干の相互協力を交えるという形になった。すなわち、堤防等保全の問題を、以後の堤防・樋門の御普請割合に転じ、双方で等しく折半するという方法で解決しようとした。この案は、明和七年四月、藩庁佐式役より示達されたもので、費用の折半という意味ではなく、普請をする堤防の長さを計測して、それを折半しようという趣旨である。持場を物理的に二等分して、各々受持分の普請責任を負うという意味であった。しかしこの方法によると、もと

もと南割より条件の悪い北割を宛てがわれ、被災する可能性の高い松井家にとつては、ほとんど自力で普請費用を賄わなければならないという事態にもなる。費用のみを折半するという普請の一元化が出来なかつたことは、防災上からも松井家の財政上からもマイナスに作用したことはいうまでもない。実際の運用も、概ねこの精神で為されていたようで、それは、堤防修復に際し松井家の家司衆より八代駐在の物塘支配役宮崎平兵衛に宛てた安永三年（一七七四）七月の文書にも窺える。

：先達而塘筋間数相改候処、千六百七間御座候、右之内上之御開中塘方南者四百八拾七間御座候、中塘方北者千百式拾間御座候、三ツ割ニして二ツニ者越居申候、先達而茂追々御対談之席ニ半割ニ被仰付被下候様ニとの儀者、得貴意申事御座候、去右新地一件ニ付、平太左衛門様え罷出候節茂半割之儀、申上置候、

敷川内御新地を南北に分ける中塘を中心にして、北側一・二〇間の堤防が松井家の領域で、南側四・八七間が藩庁領域であつた。折半ということから、堤防延長一六〇七間の二分の一となり、双方の受持区間は、各々八〇三間半となる。松井家では、藩庁に対し折半地点までの三一六間を負担してほしい旨の要望を行った。塘筋普請の問題は、本方の干拓新地と境を接する他の新地において

も同様の事情を惹起し、時として両者の間に波紋を投げかける。とくに藩庁の対応は、古い干拓地の場合、しばしば該新地築造の由緒が引き継がれておらず、旧来からの取決めを忘失したところでの振舞がみられ、松井家が大きいに当惑する場面があつた。

### 3 大坂資本の導入

敷川内御新地築造費用のうち、松井家の受持つた資金総額を示す一覽の史料はなく、工事の節目など、その時々支払つた分、あるいは調達（借銀）した分の史料が残されている。明和五年（一七六八）四月、八代町夫二五〇人が、四月六日より八日間の日程で雇夫として出夫した際の賃銀支払原資に関する史料を掲げる。

：御新地御普請御用銀被差支、潮留メ前別間而手賦難成段、頃夜委細被仰達候趣、致承知何連茂申談候処、無余儀様子ニ付、金百両渡方之及達可申候、則別紙直段付相添為持差越申候間、御請取候様ニと存候、

四月六日

会所

森伊右衛門殿

新地普請御用銀百両を用立てたのは、会所（高田手永会所か）で、「御用銀被差支」たのは、松井家である。森伊（猪）右衛門は、松井家の家臣であり、新地方の役職

者とみられる。この頃は、潮留前の重要工程に差し掛かっており、多少の賃金を支払つても土気の高い八代町夫を動員する必要があつた。資金繰り上の一時的な問題であつたにせよ、当時の松井家財政は、一〇〇兩ほどの金子に事欠く状況もみられたことを物語る。五年後の安永二年六月の覚には、八代駐在の藩惣塘支配役官崎平兵衛から松井家に宛てた前年の大風破堤による堤防修復と石井樋据え替え費用の同家負担分明細が記載されている。それによると、

一 銀九貫百拾六匁八分六厘 石井樋式艘御仕替御入目半高、寅六月御書付前、

右樋方御銀拝借<sup>三</sup>而直<sup>二</sup>御仕向相済申候、

という文言が冒頭にみえ、石井樋の据え替え費用の半分、藩庁へ支払うべき九貫目余を樋方からの借銀で賄つている。以下、御抱夫の賃銀や土手・石手の嵩上げ費用、石垣の孕み出し部分の再築造費用など、その他に八六貫八匁余の費用が計上されていた。本史料の最後の部分に書き込みが為され、それには、

此下<sup>二</sup>付札

此御入目銀者御普請相済御算用御仕上之上、定御入目

可被仰聞旨、当己三月御書付<sup>三</sup>茂相見居申候、平野屋

方懸合旁定数承知仕度御座候間、相知次第御書付可

被下事、

と記載されている。つまり八六貫八匁余の費用は、大坂商人平野屋と交渉した後に支払われるという。

平野屋は、熊本藩の大坂御用達「館入」であつた。<sup>(四五)</sup>

木貴文氏の研究によると、熊本藩の大坂御用達は、宝暦元年（一七五一）現在で一〇名を数え、ほとんどの館入が、その資格を得る以前より藩の御用銀調達に貢献しており、ある程度の実績を踏まえたうえで館入になつたという。この館入の最古参が平野屋であつた。館入になつた年次は不明であるが、天王寺屋五兵衛の明暦元年（一六五五）よりも古いとされる。宝暦元年七月現在で四十五人扶持を給されており、同時期では、後進の加嶋屋作兵衛と並び最高の待遇を得ていた。松井氏との関係は詳らかではないが、松井家『先祖由来附』第四巻中、「木付留守居人配の覚」中に、町人平野屋久左衛門の名があり、豊後杵築時代か、あるいはそれ以前に遡る可能性もある。熊本藩首席家老という地位と、三万石の知行の他に海辺新地を戴く大名級の大身ということから、藩庁の取引とは別に、八代より大坂への廻米を引当てとした借銀取引があつたと推測される。

平野屋と松井家の敷川内御新地に関わる金融取引は、もちろん安永二年の八六貫八匁余の借銀に留まらない。

安永三年（一七七四）四月、松井家では、春日丸が御用材木を積んで大坂へ出帆するのに便乗して平野屋又兵衛宛に書信等を送った。<sup>四五</sup>それは、

①書信（敷川内村海辺の松井家開のうち、二〇町歩を永世貴殿に与えるという通告書）

②書信（先年渡しておいた証文を返却願うという依頼状）

③証文（敷川内村松井開の内二〇町歩を永世平野屋殿に与えるという証文）

④証文（額面四六一貫六四五匁五分の借銀証文）  
という四点から成っており、借銀証文の中には、次のような取引条件が記載されている。

条件Ⅰ…無利息

条件Ⅱ…右新地（※敷川内御新地北割）成就以後茂追々修覆彼是物人有之、地他之借銀高莫太ニ相成、返済及難渋候付而、此節方右新地百式拾六町余之内式拾町者貴殿え永々遣被申、

条件Ⅲ…残而百六町余之地方、借銀為返済当已八月方貴殿方え相渡置候条、年々右物成を以可被致勘定候、

条件Ⅳ…何十年之末ニ而茂勘定相済候上、地方此方え請取可申候、

さらに付記条項として、新地の免率は、地味が安定するまで年々の毛状で決定し、安定した後には免を決めるということにした。二〇町歩は、平野屋へ永代譲渡し、残る一〇六町歩余も同じく借銀返済のため一時的に譲渡して、その土地より上がる年々の物成で借銀の返済に宛てるという条件である。平野屋からみると、出来上った新地を担保にとつて資金を融通し、そこからの産穀によつて貸付金を回収するという戦略であった。

二〇町歩の永代譲渡部分については、条件Ⅰがあるところから、借入れ交渉の中で二者択一的な条件提示をした結果ではあるまいか。すなわち、利息の一括先渡しを土地現物で賄うという手法で、二〇町歩の永代譲渡部分が実質的な金利相当部分であろう。松井家にとつて、四六一貫目強の借銀負担が軽からうはずはない。七、八千両に及ぶ金高では、たとえば年利六分の金利で元利を均等に二〇年間を要して完済したとして、返済総額は当初金額のほぼ一、七二倍となり、返済の年間平均額は六〇〇両を下ることはない。

新地築造後の間もない頃で、両者共に、当分は地味不安定ということ想定しており、作徳の予想さえ困難な時期にあった。松井家にしても確たる返済金額を定めず、年々の物成の範囲で返済を行うという条件が最も都合で



あり、そのため最終返済期限も決められていない。さらに松井家の利点は、一〇六町歩余の全部を平野屋に預けることで、「…然者敷河内御新地塘此方分、平野屋源右衛門請持ニ相成候付」となり、その間の堤防修復費用の負担から解放されたことである。

#### 四、建馬新地開発の特殊性

##### 1 開発の背景

建馬新地は明治九年八月、松井家より熊本県令に対して提出された報告書によると、塩屋新地三一町一反四畝として記述されている。別名を、その場所柄より丸淵開ともいう。数次にわたる築添えを繰り返しながら開発された新地で、その目的からみて、松井家による開発の中でも異彩を放つ。その発端は、明和七年（一七七〇）、長期にわたる八代町零落のため宿馬立継造用が成り立たず、馬匹が減少したことであった。そのため八代町方より町奉行に新開地及び塩浜の築造を願ひ、その意を受けた松井家家司や八代町奉行らが松井当主（營之）に進言し、藩庁へ開発の許可を願ったものである。願の要旨を整理しておく。

①八代御町の御建馬につき、以前は馬数を建て置いて

て御用など支障なくつとめていた。

②ここ二〜三〇年来、御町の諸商売は大変不調で零落振りも甚だしい。そのために追々と馬が減つてきて御用に差し支えが出て来ている。

③建馬維持のために見世物・芝居の興行許可を貰い、その銀子で建継ぎをしてきたが、近年は時節柄もあつて芝居も不調になつた。

④明和元年（一七六四）、揚酒の本手を五本お願いして七カ年限りで許可を得た分の銀子により、馬五匹を増やし、御町で建て置いた六匹と合計して十一匹で御用の差し支えがないようにつとめてきた。

⑤しかし五匹の馬も一兩年で死馬・病馬となり、現在用立てられるのは二匹であり、これでは建継ぎが成り難い。

⑥揚酒の本手も当年で年限となり、再度の許可を願っているが、それも追々と近隣の村々にも許可されているので、以前のような効果は求め難い。

⑦八代塩屋町の新浜海辺に、以前より松井主水の際目地があるので、そこを一町五〜六反の新地に造成し、塩屋町で塩浜を所持していない者に割渡すと町のためにもなる。さらに年貢銀を御建馬の費用に充てれば建馬も成り立ち、御用もつとめら

れる。

この案件は、御用同然の企画ということから藩庁の容れるところとなり、翌明和八年（一七七二）正月、願のおりに許可された。二月に納入となり、三月には早くも成就している。そのとき八代町奉行衆を通じて町別当に出された松井主水（營之）の通達を左に掲げる。

①八代町建馬造用のために開発した新地は、永代八代町に付属するので、堤防の修復など油断なく心を配ること。

②新地の塩浜は、塩屋町の無高の者に割渡すが、抱高同様に心得て寺社への寄付や永代の売り立ては、固く禁止する。

③質地のやりとりについては、五カ年以上の年季は認めない。

④年貢は滞らないように年々皆納すること。万一にも滞れば、吟味のうえ土地を他の者へ渡す。

⑤年貢銀をもって建馬造用に充てる分は、小前帳に記して町役の者が連印のうえ、町奉行宛てに毎年十二月二〇日限りで報告すること。

⑥余銀があれば、一カ月に一歩五朱の利息で貸し付け、追々と殖えるように取り計らい、町用銀に仕立て、凶年・火災等の節に困窮の者を救うべきこと。

と。

以上のように、この新地の開発目的は、八代町の建馬建継再建と凶作など災厄による困窮者を救恤する救済銀の制度創設であった。新地を八代町方に委ねて運営を任せしており、建馬建継の費用捻出に充てた部分は、時代的に増減があり一定ではない。公益性は堅持されていたように、九町二反余が、明治維新後に八代市務庁へ分配されている。<sup>(五)</sup>八代町という一地域社会の基礎部分に、永続的な挺入れをしていくという効果がみられ、それが明治期まで継続されていたことは注目に値する。

その後、明和九年改元安永元年六月に、「……八代塩屋町の者、塩浜稼の外渡世の筋無之、追々多人数も成及難儀候ニ付、後年迄百姓御救之ためとして……」との理由で、高子原新地と建馬新地との間に新地開発を願ひ、これも一連の御救免開として認められ開発された。安永四年（一七七五）十二月に至り、御郡間の根帳に記載割印されて<sup>(五)</sup>いる。それによって建馬新地（別名塩屋新地）の内訳を整理すると、

- ・明和七年の願による塩浜開（八代町宿馬建継用）
- 塩浜四町六反壹畝式拾七步 八代郡高田手永塩屋村
- ・安永元年の願による畑開・塩浜

（塩屋町百姓御救のため）

畑開拾五町七反六畝

八代郡高田手永塩屋村

塩浜貳拾壹町七反五畝三步

同村

となり、安永四年現在で合計四二町一反余の面積が計上されている。八代町塩屋町部は、八代城の南西方に位置し、明和・安永年中以前の海岸線部にあたる。その百姓御救いのための畑開ならびに塩浜の面積は合計三七町五反余で、八代町の宿馬建継經費引当用の開地は四町六反余となっており、当初目論見とされた一町五〇六反とは、三町歩ほどの差がある。塩屋町は、その名称のとおり從來から塩が焼かれており、塩浜が存在していた。この増畝分に、それらを包摂したものか、あるいは新規開発分そのものであるのか確証を得ない。割印帳の記述によると、「…右は後年迄八代町宿馬立継為造用、明和七年依御願右の畝數御赦免塩浜二成…」とされており、文面をそのまま受けとれば明和七年出願の新規開発分となる。

## 2 松井家の意図

建馬新地開発の意図は、一に八代町の宿馬建継の費用負担、二に零落階層の救恤である。発端は八代町方からの開発要請であり、その願意を告げられた町奉行ら松井家臣にとっては、八代統治の不備をつかれた思いがあったに違いない。八代町域経営の主要課題は、熊本領南部

地域の要として、軍事・政治はいうまでもなく、通商及び交通の拠点機能維持にあった。宿馬建継の機能不全は、通商交通の不備・欠陥を招き、地域社会の全てのシステムに悪影響を及ぼす。宿馬建継は、御上の御用にほかならず、町方財源の不如意によって、その運営に支障が出ることは避けなければならぬ。この資金補填の問題を、恒久的に解決するため、干潟の開発が目論まれた。

建馬新地は、特定の事業財源を確保するために開発され、目的開という性格を持つ。八代塩屋町の両新地のうち建馬新地は、町方からの発起であったが、松井家で干潟を拝領しており、同家の新地として御郡間より承認された。その理由は、町方や手水から開発請願をする場合、事務的にも実務的にも決裁されるまでの期間が、松井家より申請する場合と比較して長期にわたるからと思われる。しかし、そればかりではなく、一方では松井家の威信に関わる部分もみられ、単純ではない。安永四年日記の内、松井家の熊本駐在坂井作太夫から八代の松井家司、西垣・木付・魚住に宛てた書信があり、その間の事情を垣間見れる。<sup>五三</sup>  
安永四年五月一〇日、坂井は、藩庁奉行所からの呼出して登庁したところ、佐式役中津佐左衛門より次のように告げられた。

：頃日御願達ニ相成申候其元塩屋村両新地之儀、御郡  
間割印之御書付御願之趣、御奉行衆被承届候、然処  
右建馬新地之儀、吟味ニ相成申候得者、最初町方方相  
願申候事ニ候処、此度拙者名前ニ而割印之書付御願之  
趣達方ニ相成申候、右者如何様之訳ニ而拙者方々者相達  
候哉、拙者何程ニ心得居候哉、承り候様ニと被申候  
由、

当初は町方より開発請願されていた建馬新地が、今回  
坂井作太夫名で御郡間の承認印を請求してきたのは何故か  
という問いかけである。坂井は、以前に開発申請をして  
いた際目地であるが、その申請分は先年同期切れとなつ  
た。着工がなければ、かたわらより開発を願う者に許可  
されるので、自分の開発名義で申請したという。これに  
対し中津は、八代御町の御用であれば御郡間預り新地が  
妥当であるという見解であった。もともと建馬新地の新  
地床は、松井家の拝領した干潟内の際目地であることか  
ら、その故をもつて松井方名義に申請したわけで、松井  
管之であれ同家の家司名義でも構わなかつたのである。  
単に、「三年歛入れ無きは余人へ」という規定により、松  
井家以外の他者へ開発権利が移転することを阻止したとみ  
てよい。それは、次の文言からも推測できる。

…主水方開地ニ相成、家司役・奉行役共方何町何反八

代建馬建継御用ニ永々渡置被申候との書付相渡居  
候様ニと、町方方願出申候趣ニ承申候、右之通ニ付、  
此節私名前を以御達仕候様ニ被申付候、

松井家当主は、家司及び八代町奉行衆を通じて、八代  
町方が、新開地のうち○町○反を建馬建継費用捻出のた  
め、松井家より永代渡し置くという書付を望んでいるこ  
とを知っており、そのため、坂井作太夫の名義をもつて  
御郡間へ申請するように命じたのである。

建馬新地など、特定事業財源確保のために開発された  
新地は少なくない。財政的・社会的な要請から開発され  
た新地が多いことはいまでもなく、それらは多目的の新  
地ともいえる。大目的は、次三男対策・窮民救恤・財政  
強化などで、その他には、災害対策・土地改良などがあつ  
た。こうした多目的な目論見で開発された新地の他に、  
特定の事業財源確保の目的で開発された新地を仮に、「目  
的開」としておこう。

通常の窮民救恤開は、広義の目的開といえる。救恤を  
目的とした開発は多く、一般的な形は、零落民を干拓新  
地に入植させ、その際に開発主体者が家居・農具・馬・  
粮物・種子などを与えて、仕立百姓とすることであつた。  
地味が安定するまで、三年〜十年、稀には二十年近い歛  
下年季を認められる場合もある。しかしこれは、開発さ

れた新地より上がる作徳を、永続的に救恤事業の原資とするものではない。本来的な目的開は、より限定し特定された目的という意味と、後世に至つても当初の開発目的が貫徹されているという範疇からみなければならぬ。熊本領における目的開の発祥は、本来的の意味において建馬新地という松井家の開に見いだされる。

典型的な目的開の事例を紹介しておこう。文化四年(一八〇七)築立の飽田郡松尾村梅堂新地は、藩校時習館の維持経費財源となつた。同郡奥古賀村には、文化八年(一八一二)鰥寡開が開発され、そこよりの産穀が、寄る辺のない老人や寡婦の救恤という社会福祉事業に充てられている。さらに玉名郡横島村においては、高瀬川河口域の経常的な浚渫費用を賄うため、玉名郡の六手永(小田・坂下・内田・南関・荒尾・中富)と高瀬町の共同出資により、文政一〇年(一八二七)に川浚料開の竣工をみた。鯨油開は、鯨油の調達財源用に開発された。鯨油は、ウシカ等の稲に付く害虫を駆除するための農薬として、熊本領では、延享年間より使用されている。<sup>(五)</sup>新地より産出された米で、農民が害虫駆除に用いる鯨油の購入代金を補助する目的であつた。現在、八ヶ所が場所特定されている。<sup>(五)</sup>

## 五、海辺開発にみる藩庁との確執

### 1 堤防修復の問題

松井氏による海辺開発は、その全てが自己の知行所地先に限定されているわけではない。場所によつて本方の年貢地と境を接している場合もある。新規に開発される地床は、干潟・河口牟田を問わず、蔵入地・御給地の外縁部に分布しており、水利の面でも、その末端に位置していた。かかる立地で、相互に独立した開発が継続的に実施されて行く場合、新しい開発地の堤防は、防災・水利の見地からみて旧来既存の干拓地堤防と共働するような配慮をして築く必要がある。この点は、有明・八代両海の干拓地のみならず、何処の海辺干拓地においても、基本認識として尊重されなければならない。

八代海の干拓地では、汀線に直交する堤防を縦塘、平行して潮汐運動に正面から相對するものを横塘と称し、潮除塘ともいう。干拓地は、その保全上から基本的に、「コの字型」の堤防で囲まれる場合が大半であつた。むしろ地形に沿つた施工が必要とされるので、三辺の長短割合・曲線の採用など、任意に変形された形状となるが、いずれにせよ縦塘と横塘の組合わせで構成される。八代

地先では、干潟にせよ河口の湿地帯にせよ、広大な開発地床を部分的に干拓していかざるを得ないので、結果として西方（海）に向かって大小さまざまな逆コの字型干拓地の集合体が生ずることになった。

近世干拓地個々の外觀は、土手と石手の混淆したものであり、同一干拓地内における堤防においても、部分的に入り混じって造成される場合もある。近世初期の段階では、一般的に中世以来の土手築で施工され、時代の推移に従い、石手（石垣）の堤防へと変化して行く。それは、開発予定地における葭の繁茂した部分と潮汐により露出する干潟部分との割合や、時代と共に開発対象地域が汀線方向に、あるいは汀線上へと漸進していくためであり、その結果、比例的に増大する季節風や波浪による堤防破壊の危険性を回避するためであった。

熊本領における干拓地の存在形態は、開発主体の異なる大小干拓地の集合体であるが、水利を除けば、一所完結の耕地として個別の機能的な独立性は高い。しかし、かかる存在形態のゆえに、それらを維持するためには、各々の縦と横の堤防による相互連係に、主として後発の干拓主体が施工上の配慮をしなければならなかった。例えば、隣り合った干拓地の縦塘を、近接する異なる主体による干拓地が、縦塘として利用する場合がある。干潟

干拓の開発段階を追っていくと、細胞分裂的に拡大していく様子が窺われ、その過程では、既存の堤防となんらかの関係性をもって接続せざるを得ない。このケースは、縦塘のみに限定されるわけではないが、横塘すなわち海渚第一線堤防については、安全上の問題がより大きいので一層の注意を払う必要があった。

松井氏の開発した干拓地において、藩・手永・郷・給人などによる干拓地と境を接しているところは、比較的小さい。これは、拝領地として松井家に開発を特許された新地床が、それぞれ大小河川に挟まれた一団の土地であったことを示しており、その境域内の開発に限定された結果である。かかる拝領地内に一定範囲の地床を開発する権利を付与されたもので、その広大な新地床の中に、開発可能な条件を備えた地域の有無が工事着手の動機となる。さらにそれは、洪水など自然的作用により、時間的な経過を経て増大する性質を有していた。河川からの排土堆積や堤防外に潟土が堆積するからである。こうした場所は、追々と地高になり、放置しておく隣接する耕地の排水不良を引き起こす。排水路の開削や、時期を待つて干拓をするなどの対策を必要とし、干拓が干拓を呼ぶという循環の開発サイクルに陥ることもなる。

開発主体の異なる堤防が錯綜した状況の中で、強風雨

や高潮などにより塘切れなどの堤防損壞に至った場合、場所によっては、その復旧工事をだれがどこまで負担するのかという問題も生じてくる。松井氏の場合は、その特権的な地位によるものか、干拓地の維持に関わる件で、手永・郷・給人などとの込み入った問題は、ほとんどみられない。しかし藩庁との関係で見ると、長い年月の間に御赦免開に至る経緯や由緒が、藩庁において、忘却あるいは過小に評価されるという一面がみられた。他方、松井家においては、開発の由緒にこだわり、それが自己肥大的に解釈され、当該新地の維持・修復に関して混乱を来した事例も散見される。藩庁と松井家との相剋という視点より、高子原新地の塘筋（堤防）修復の問題をみておこう。

高子原新地築造の直接的な契機は、八代城太守に備え付けられた武器類が、落雷によって焼失したため、それらの再調達および建造物の修復原資を得るという目的から築造された。明治九年に松井家より熊本県令に対して提出された、海辺新地の築造理由報告にも、そのように明記されている。<sup>(五五)</sup>その典拠を『先例略記』（御開之部）にまとめると、次の史料が該当する。

一 高子原御開、直之公御代延宝元年癸丑二月方同十一月迄三成就、同六年戊午八月五日大風洪水、此節破損

数年ニメ過半成就、此開ハ先年雷火ニ而八代御殿主ニ有之候御武具不残焼失仕候故、為修復御願其通ニ被仰付候、

延宝二年石垣成就、同五年三月、此時御家司

向後修覆御郡奉行支配ニ相定候、山本源五左衛門

御奉行 後藤小左衛門

知行奉行 坂井半右衛門

寛文十二年（一六七二）二月、八代城は雷火により天主櫓をはじめ、諸楼閣・兵器・火薬を焼失した。延宝元年（一六七三）十一月高子原新地を起工し、翌二年に石垣築造が成就したとされる。その後、延宝五年三月以降より堤防修復は、御郡奉行の支配と定められた。本新地は、松井家の御赦免開であり、堤防などの日常的な維持管理はもとより洪水・高波などによる損傷の際にも、開発者自らが修復に努める義務があった。しかしその後、当該新地の堤防修復については、延宝五年三月以降、御郡方奉行の差配に委ねられるようになる。その理由は、松井氏が八代に配置されたことに関係していた。

本新地の築造理由は、松井家の報告にもみられるように、落雷による八代城内諸櫓および武器庫の焼失にあたり、新地の物成を復旧原資として充当するためであった。

一方で、同じく『先例略記』（「御開之部」）安永二年九月の記事は、より構造的な理由を掲げている。

：然処前々右開地奉願趣意者、先祖佐渡江八代御城被遊御預候以来、相応之人馬を蓄置不申候而者難相成筋ニ候処、筑後代ニ至り甚勝手向差支年々取續方及難儀候付、為後年高嶋海辺ニ新地築置之儀奉願候処、願之通被成御免、延宝元年方右之新塘築懸り、一旦築留ニ相成高子原村仕立申候、

松井直之（筑後）の代に甚だしい財政難に陥り、八代警衛の維持が成り難いので高嶋海辺に新地の築造を願い出て、その産穀を人馬備えの経費として支弁するべく、延宝元年開発に仕掛かり、高子原村を仕立てたと記されている。高子原新地の開発は、八代城の武器庫が焼失する以前に目論まれていたとすべきであろう。

松井家史料『先例略記』（「御開之部」）にみる御開とは、松井興長（佐渡）の代に、藩主の格別の計らいにより拝領した新地床を開発したという意味で、感謝の念を込めて御開と称したとみられる。したがって、この史料中にみられる「御開」という表記の大部分は、藩庁による藩築開たる御開ではなく、松井家による御赦免開のことである。「御開之部」は、松井家に伝来する様々な史料などから海辺開発に関連する記事を集めて整理したもので、

明暦元年（一六五五）より安永五年（一七七六）までの記事が収載されている。日記類・万留帳・各種覚などに依拠しており、とくに藩庁との関連においては、後年になるほど松井家拝領地に関する権威づけの様子が窺われる。これは、藩主の権威を身近に置き、堤防修復や災害復旧などを自家に有利に運ぶ算段からと思われ、藩庁・閣僚との駆引き場面では有効に作用した。

本新地の堤防修復につき、松井家と藩庁の間で時おり確執が生じており、具体例を示す。安永元年（一七七二）七月三日、強風雨により波が高く高子原新地の潮除け堤防数ヶ所と石井樋が破損した。村方より御郡方へ急報したが、郡代が他出しており、夫方のみでは急ぎの復旧普請に取りかかる事ができない。そのとき郡代は、八代郡鏡御新地（御郡間開）の破堤現場に出動中であり、堤防復旧の指揮を採っている。松井家の家老木付左角は、高子原新地も対応が遅くなると大事に至るので、村方の意向をうけて鏡村に郡代を訪ね、至急御普請命を要請したところ、もつともということでも承知されたが、鏡御新地の堤防破損は総計六〇〇間に及び、緊急潮留をしなければ本方の田地に支障を来すので、野津・種山・高田の三手永に出入を命じたという。藩庁の御郡間開を差し置いて高子原の潮留着手は出来兼ねるとのことである。



松井家では、御郡方からの急ぎの修復は困難であると判断し、高子原・松崎両村から出夫させ、さらに両村のあらゆる藪・塘筋に植栽された榎木・ときわ萱・青葙などを堤防の詰め草として切り寄せ、八代町より加勢夫を動員して一〇日以内に潮留することにした。七月五日に至り、郡代井上安之丞より木付左角に来状があり、高子原へ出夫の件は、現状野津手水管内で手一杯であるので要望に沿いたい旨を連絡してきた。こうした藩庁の対応に対して、松井家では業を煮やしたのか、七月一〇日に担当郡代を飛び越して次の書信を機密間佐式役中津佐左衛門へ送った。機密間とは、奉行所内に置かれており、家老事務局に相当して、<sup>(五八)</sup>佐式役職は、その長官である。

八代郡高田手永主水開所高子原村潮塘、去ル三日強風之節式拾間程根切仕候、潮留延引仕候而ハ及大切申候付、如例御郡方方潮留被仰付被下候様奉存候、尤八代郡御郡間開共ニ潮塘筋所々及大破、三手永追立出夫仕候得共、高子原塘筋迄御普請届兼可申哉の様子御座候、勿論高子原村・松崎村之者人畜指出潮留可申付候得共、中々少人数ニ難及手御座候、依之高田手永出夫之内右方角之村々方引分被指出候ハ、右両村之者共相加へ急度潮留申付度奉存候、高子原新地は、松井主水(菅之)にとつて大切至極の

場所、被災したまま放置しておくとは隣接する本方の田畑にも潮が差し、大事に至るといふ。結論は、先例のごとく御郡間より高田手永の村々へ潮留普請を命ぜられたいという主旨であつた。まもなく堤防の修復普請一通りは、御郡方の主導で願のとおりに行行されたが、小破の部分は手を付けられなかつたようである。その後も、この部分の普請を要請するものの、年内の進展はなかつた。

翌安永二年(一七七三)春、八代郡代仁田市郎左衛門は、松井家の家司西垣太右衛門・山本武右衛門に対し、内々で高子原新地の由緒書を拝見したいと申し入れたが、結局「右之御書付参不申候間」と、断られている。二人の家司は、仁田の申し入れに構わず、「…何卒急々ニ右潮留所其外損所之分、不残御修復被仰付候様、宜敷奉頼候」と、同年四月五日付で仁田郡代へ連名の書状を送つた。<sup>(五九)</sup>同時に、別紙で高子原新地の由緒等を書き送つており、それには、正保三年(一六四六)松井興長と細川光尚に始まる干潟拝領の一件から、延宝六年(一六七八)八月の風災による堤防破損に対して下された細川綱利の御意まで、くわしく綴られている。最後には、次のように結論し、決着を迫つた。<sup>(六〇)</sup>

…其上右之通自余之開所と違、格別思召之旨を以被為拝領置候御沢事ニ御座候得者、旁以是迄之通後年

迄御郡方御普請ニ而被指置被下候様ニ有御座候度奉存候、

この要請は、結局受け入れられなかった。藩庁の言い分として、御家中の開墾は開主より修復すべきであるという原則論があり、公私の新天地が錯綜しているところでは、御赦免開と藩庁の開を、各々の関連する塘筋割合で相互に負担するということで一応の決着をみている。しかし、この問題は、その後も建馬新地や敷川内御新地の堤防普請でも、数次にわたって再燃した。

## 2 牟田開発の実状

松井家文書『先例略記』（「御開之部」）中、安永四年（一七七五）日記の内正月二十六日の条に、次の文章がみえる。

奉願覚

一畝数四反余

但塘長百三拾四間余、根足式間高サ沓間

右者植柳沖御番所下、陸牟田上塘際ニ、くゞなと少々立居申候空地御座候、右所柄塘築立申候ハ、畑開ニ茂相成可申と奉存候ニ付、自勘ニ而右之通築立開明申度奉願候、尤右書上申候通、纒之畝数ニ而百三拾間余之塘筋之儀ニ御座候得者、畝数ニ釣合不申余計之雜用

も込申儀ニ付、七ヶ年程之御年貢御免被仰付候ハ、何とそ築立開明見申度奉存候間、如奉願被仰付被下候様ニ被成御沙汰可被下候、為其書付を以申上候、以

未正月

植柳村

同

同

吉次郎<sup>㊦</sup>

清左衛門<sup>㊦</sup>

弥惣次<sup>㊦</sup>

小川宅平殿

井本仁角殿

右之通願出候付、申談御家司衆江茂相達、願之通被仰付旨、宅平・仁角江及達候事、

安永四年の正月、松井家の牟田支配役に対して植柳村の農民三人が、植柳沖番所の下方に畑の開発を願い出て来た。ほどなく願のとおりを決裁され、その後の同年九月の日記には、木棉を植え付けた様子が記されている。しかしこの小規模開発は、八月に至り問題を惹起した。『先例略記』（御開之部）中の関連する史料部分により、事件の展開を追ってみよう。

開発場所は、植柳御番所下の塘外にある草牟田で、石の尻という洲高になった所である。そこは「陸牟田」と化し、「近年草茂皖と立不申候付」というわけで、すでに葎の成育が不可能なほどに干陸化していた。開発畝数は四反ほどで、開発を願い出た当時は、莎（くゞ）な

どが生い立つており、塘（堤防）を築立すれば畑開に適しているという。費用負担は、三人の農民が受け持ち、塘長一三〇間余で、根足（塘敷）二間、高さ一間で計画した。開発面積に比較して資金負担などが大きいので七カ年の年貢免除を申し立て、許可されている。

同年八月二十七日、御郡間御目付役津田七左衛門は、海辺塘筋檢分に出在したとき、植柳御番所塘下（塘外）の牟田際に少々の作付を發見した。高田手永惣庄屋高田宇七は、いつごろ築立されたのか、くわしく調査をして報告をするように求められた。それは、当年正月に許可されたばかりの農民三人組合による立て畑であったが、案内役の頭百姓は、その事情をよく承知しておらず、即答できなかつたからである。松井家の請込地に関することでもあり、日常的にも高田手永惣庄屋の関知するところではなかつたのであろう。津田七左衛門は高田宇七に、植柳村庄屋甚兵衛が様子を承知しているのであろうから、調査のうえ報告せよと命じている。

同年九月、松井家の三家老（西垣・木付・魚住）は、牟田支配役白石庄助らより報告を受け、同家の熊本留守居皆吉左衛門に宛て、本件の経過報告書を送付した。それによると、農民らが開発を願ひ出た場所は塘外の地であり、表向きには、藩庁に願ひ出て決裁を仰ぐべきで

あつたのかもしれないといひ、作付の様子をみて追々と開き添えができるということであれば、その際に藩庁へ話を通すべきと、伺いを差し控えていたという。しかし結局は、松井家請込の牟田内のことでもあるので、それには及ばないと判断した。三人に開発を許可した理由は、当該牟田が度重なる大洪水で荒れ、洲高になつて葭の生育も悪くなり空き地同様の土地柄となつたので、少しでも上納できればという思いから、作物を植え付けさせてみようとしたのである。試しに願ひのとおりに命じたら、三反ほども作付ができた。掻き上げ塘を施して木棉を植え付けたところ、少しばかりの収穫がある様子で、来年はどうしたらよいものか、ここまでに差し止めておくべきものか推し量り難いという。牟田は、松井主水（營之）の請込地になつており、草牟田上納米を毎年三〇石余り上納している。

近年に至つて度々の大洪水で牟田も荒れ、年によつては上納分にも不足するほどである。今回、作付の状態が良好であれば、追々と開き添えにもなるだろうと考えていたおりに、藩庁より御目付役の出張檢分がなされた。くだんの開発地が目にとまるが、そのとき同行した頭百姓らは、御目付役に「…何方より之開ニ候哉」と質問され、回答できなかつた。その理由は、同年九月八日付で

松井家から八代管轄御郡代衆に差し出された書状に明らかである。すなわち吉次郎他三人の農民が、松井家よりの開発許可を受けるに際し、「…村役人共よりの願<sup>三</sup>而も無<sup>之</sup>、牟田支配役迄右之御百姓共より直<sup>三</sup>相願申事故、村方之者得斗存知不申」ということであつた。吉次郎ら三人は、村役人から会所を通じ松井家に許可を願つたのではなく、松井家の牟田支配役に直接、開発を願ひ出していたのである。

行政の面からいえば、松井家の各知行地内における村々も、藩庁の行政系統に拠つており、たとえば、最重要な業務である年貢の取立についても、ところの物庄屋が管掌していることには<sup>(六)</sup>な<sup>い</sup>。蔵入れの際には、本方と松井家分を配分して各々の米蔵に納入した。行政に関する他の事柄についても、実態はともかくとして表向きは、一般的な藩士知行地の場合と極端に変わるものではない。三人の農民の行動よりみると、安永年間当時には、八代城下近辺の村々において、既存の新地は当然のことであるが、その地先の干潟や河口牟田の新地成りに関することについては、全て松井家の裁量によるといふ共通認識が形成されていたとみられる。

阿部堅二氏の研究によると、<sup>(五)</sup>球磨川および支流筋の洲口一帯には、葎・莎(くぐ)・七島などの多年性草が夥

しく自生しており、葎は松井家請込当初の頃、三〇〇〇束の上葎が藩庁に上納されていた。それが宝暦年間には洪水で川筋が荒れ、一八〇〇束程度に減少している。宝暦三年(一七五三)の葎剪揚高は、それでも、

上葎 一八〇〇束

中葎 六三二一束

下葎 一六五八六束

合計二万四千七〇七束という膨大な量であつた。葎剪人夫は寛文六年(一六六六)以降、毎年一七五〇人が八代郡三手永より出役している。さらに宝暦四年になると、三手永からの出夫以外に、松江村・古閑村・横手村など、八代城周囲の村々に出役が命ぜられるようになった。これらの事実から、当時の八代地方の農民は、松井家を牟田・草牟田の管理権限者としてみていたのであろう。

築造後五〇〜一〇〇年という時間的経過をみた干拓地では、程度の差こそあれ例外なく堤防外に潟土の堆積がみられる。干潟がそのまま干陸化していく場合もあるが、八代の河口域では、葎や七島の自然植生が多く、それに若干手を加えて植栽管理がなされていた。これらの合間に隠し畑が営まれており、それは、高さ二〜三間の堤防に視界を遮られたり、同様に背の高い葎原の中に隠されていた。御郡間の役人が、河原筋・塘筋を検分するのは、

河口部における川筋・濬筋周辺地域の開発が、洪水時の流水・排水に支障を来すという防災上の理由から厳禁されていたことによる。その点検の折に不審な耕作地を発見したのである。藩の御目付役は、「…去年打廻り之時分<sup>茂</sup>少々作相見へ、当年者猶又広り候様子<sup>ニ</sup>相見へ候付、例之百姓共又々隠作り等茂不仕候哉<sup>ニ</sup>」と、先年より塘外の耕作地に気づいていた。堤防外や川筋における中世的で零細規模の開発は、ほぼ常態化していたとみられる。

本件の顛末を史料にかりると、「…八代御請込内<sup>ニ</sup>而右之通と最初相知候得者、其儀及不申儀<sup>ニ</sup>御座候、曾て押立申儀<sup>ニ</sup>而ハ無御座候間、左様<sup>ニ</sup>相心得、各様へ茂程能申進候様<sup>ニ</sup>」<sup>三〇</sup>」ということ<sup>ニ</sup>で決着した。津田は、塘外の耕作地が、松井家の請込牟田内であると当初より承知しておれば、問題なかったという。松井家の管理権限は、引き受けた牟田及びその延長地先にまで及んでいることが証明された事例であった。

### おわりに

松井氏は、正保三年（一六四六）より明治三年（一八七〇）まで八代城代の任にあった。同家から明治九年（一八七六）熊本県令宛に提出された旧藩時代の海辺新地

に関する報告によると、その間に二八件九五二町歩余の海辺開発を實行したとされている。この計数の厳密性については本稿の冒頭部分に言及したとおりで、実際の事蹟は、それをやや上回るとみられている<sup>三五</sup>。松井氏によつて八代郡南部の地先に展開された海辺開発の過半は、他の熊本領内の開発地域と比較して、その自然的な特性において異なつた様相を示している。八代郡北部から下益城郡地先にかけての海浜は、弧状を連ねた長大な海岸線で、現在でも引潮の際に沖合数キロメートルにわたり水平な干潟が出現する。熊本領の一般的な海辺開発は、こうした遠浅の海浜で行われることが多かった。

これに対して八代郡の南部は、大小河川による広大な複合三角洲地帯とみることができる。とくに球磨川以南にあつて大河口域を形成する前川・南川・流藻川の下流域は、蔑の生い茂る湿地帯であり、諸河川の間で大規模な洲が発達していた。さらにそれらの縁辺にも大小の濬筋が流れ、無数の洲が形成されている。球磨川を中心とする諸河川から流下する土砂堆積と潮汐運動による潟土の還流堆積によつて、放置しておいても干陸化していくといふ、発達する干潟として存在していた。そしてそこは、蔑や七島などの植生を伴う湿地帯であり、松井氏は、かかる特性を有する地域を請込蔑牟田として支配したのであ

る。

松井氏に特許された海辺干潟や河口牟田の開発は、主家たる細川氏が、戦国大名から近世大名に変化していく過程での献身的奉公に対し、報いる意味で承認されたと理解されている。一面の真実ともいえるが、具体的に現実的な理由とは思えない。松井氏が広大な河口牟田（霞牟田）の請込を願ひ、開発地床たる干潟を拝領するについては、極めて現実的で切実な理由があった。八代城代に就任後、八代の守衛任務のため身分不相応の家臣を召し抱える事態となり、松井氏三万石の知行蔵米のうち手取分五四〇〇石のところ、家臣扶持米は六〇〇〇石にのほり、財政的に成り立たなくなったからである。葦北郡を知行所として付置くという藩主の意向は、藩の財政的窮状より判断して支障が多いとして断り、代りに海辺新地開発の母体たるべき八代の河口牟田一帯の請込を願って許可されたのであり、域内の一定部分に開発権の承認されうる基本的な境域が設定された。

熊本領では、特定事業の財源を確保するために多くの海辺新地が開発された。藩営干拓では、文化四年（一八〇七）梅堂新地が藩校時習館の運営資金捻出のため企画築造されたのが最初である。松井家の関わった開発では、延宝元年（一六七三）高子原新地築造が最も古く、落雷

によって焼失した八代城備えの武器を再調達する目的で企画され、熊本領における目的開の嚆矢とみられる。その後も複数の目的開が築造されたが、いずれも八代城附藩士の育成や交通制度の維持、八代町の窮民救恤など、公辺の用務を遂行するための財源確保を目的としており、松井家への私的な流用はなかったという。そのことが逆に目的開の堤防修復の際に、藩庁と松井家との間で、どちらがそれを負担するかという軋轢を招く原因ともなった。

### 【註】

(一) 「九州の干拓地土壤に関する研究」(『九州農業試験場彙報』第1巻2号一九五二)

二〇二頁。

「…有明干拓泥土堆積物は、微砂と粘土を主にし、その土性は埴土(粘土を五〇%以上含む土)と微砂質粘土である。このように粘土質の土性は南九州の干拓地(熊本県八代・鹿児島県大浦)の砂質のものと同照的である」

「不知火海沖積粘土の土質について」(『九州農業試験場彙報』第5巻4号一九五九年)

「…本地区の地層は、表層2 mから4 mまで砂分を多く含む粘土ロームが存在し、中間層即ち、二〜四mから十三〜十八mの間に粘土層があり、それ以下が砂質層となっている。換言すれば、中間層が不安定な地盤となっているのが特徴である」

有明海の干潟は、総論すると微砂と粘土が主である。同様に不知火海（八代海）は砂分を含む粘土ローム層で、土の可塑性は砂を多く含む関係上、有明海側より少々低い。この土質の差異により、築堤工法に微妙な差異（沈床材の配置等）が生じることになる。反面、有明海側は埴土がちであり、農耕土としての性質は八代海側がより適しているという。土質の相違からのみではないが、近世後期の干拓において、一開発単位の開発面積規模は、八代海側が勝っている。

(二) 寛文七年（一六六七）葦北郡濱村・馬刀潟開四五町九反、及び元禄十二年（一六九九）同郡田浦新地三〇余町歩など。

(三) 「松井家先祖由来附」（『八代市史』近世史料編Ⅷ 一九九九年）三〇七頁。

「同年慶長十七三月、長岡興長小倉の屋敷より、豊後杵築え入城仕候、尤松井康之丹後国松倉并当所

え入城仕候節の旧例を以、諸事の規式、城主の格を用申候…」

松井興長の八代城入城の格式は、父康之以来の城主の格、「諸事居城の格」を用いたもので、興長自身の豊後杵築城の先例になら行なわれた。

(四) 右同 七七頁。

「…然処東照宮、康之え連々御懇意ニ被仰付候故、可奉願哉と三斎様え申上候得は、直ニ御館え罷出候様被仰付候付罷出、本多佐渡守殿迄右の趣、委細申上候処、折節御風邪ニて御紙張の内え被成御座、松井ならハこなたへ通候得との上意ニて、御紙張の内ニ被召出、委細 被聞召上…」

(五) 右同 五七二頁。

「…嶋津家為押、肥後え被遣候段、被為蒙御懇命候由、依之今度興長を八代え被遣候節も、薩摩口御要害御手当の儀を第一ニ被仰付、彼表の様子無油断承届、封物を以申上候様ニ被仰付置…」

(六) 細川藤孝は、関ヶ原の戦に実子忠興（三斎）と共に東軍に属し、田辺に籠城した。一万五千余の西軍を六〇日間停滞させる軍功をたてている。

(七) 松井家記録抜粹『海辺新地御布達之趣に付御達』

崇城大学蔵。

(八) 松井家文書『先例略記―御開之部』熊本大学附属  
図書館蔵。

(九) 『先例略記―塘筋全』

(一〇) 御郡間承認(割印)書の例(前掲史料(八)よ  
り)。

一 覚

割印 一畑開拾五町七反六畝 八代郡高田手水塩屋村

割印 一塩浜式拾巷町七反五畝三步 同村

右者八代塩屋町之者塩濱稼の外渡世之筋無之、  
追々多人数ニ茂成及難儀候ニ付、後年迄百姓  
御救之ためとして、安永元年依御願畑開塩  
濱ニ成候御赦免之畝数、根帳前無相違処、如  
件、

安永四年閏十二月廿八日

御郡間印

長岡主水殿

(一一) 五町手水惣庄屋永井宇七兵衛の『拾芥園記』(熊  
本県立図書館蔵)によると、新地の定義は、「…新  
地ハ昔方極たる畝の外ニ空地有ルを開発したる所新  
地と名附、海川の干出・入江・古池・沢沼之埋り  
て固まりたる所、空・野・岡・山平等に所の定め

なし」といい、旧来から定まった畝以外の空地を  
開発したものであるという。熊本領内においては、山野  
開における開発前の空地を「新地床」と呼ぶ事例  
はみられず、海辺開発に限った用法と思われる。

(一二) 天保七年(一八三六)『球磨川河口之絵図』熊本  
県立図書館蔵・安政四年(一八五七)『横島新地図』  
横島町教育委員会蔵。

(一三) 前掲(八)。

「…植柳村弥三次・吉次郎・清右衛門と申者方主  
水牟田支配役迄願申候ニ付、吟味仕候処、主水受込  
之草牟田内ニ付、右之通洲高ニ成、草も稔立不申…」

(一四) 前掲(一一)。

(一五) 松本寿三郎『近世の領主支配と村落』(二〇〇四)  
二七二頁。

(一六) 右同 二六九頁。

(一七) 横島新田には、熊本藩主が有吉氏に横島の開発  
権を与えた理由として、主家の肥後国太守襲封に  
至るまでの献身的な働きに対する代償という俗説が  
伝わっている。肥後国石高の十分の一を与えるとい  
う約束であったが、現実が許さず干潟開発権を  
付与したという。同様の伝承は、筆頭家老松井氏  
の地元である八代にも根強い。史料にも、松井康



之は細川三斎より五万石の内命を受け、また松井興長は細川光尚より三万石の知行に若北二万石を増する内命を受けていたとある（『八代市史』近世史料編Ⅷ七三頁）。

(一八) 松井家文書『先例略記一御開之部』熊本大学附属図書館蔵。

「一佐渡守興長公八代御入城以後、海辺山中所々御巡見被成、松江村・海士江村之海辺を御開新地ニ可被成段、御見立被成、光尚様え被仰上、明暦乙未十一月廿二日候ニ始り、松江村千余間之塘を同廿五日候ニ築終、翌日海士江村五百余間之塘築懸り同廿七日候ニ成就仕候」

(一九) 右同史料失念帳のうちに、「…延宝二年石垣成就」

御家司 山本源吾左衛門 御奉行

後藤小左衛門 知行奉行 坂井半右衛門」がみえ、いずれも松井家の家臣である。

(二〇) 松井家記録抜粹『海辺新地御布達之趣に付御達』崇城大学渋谷文庫蔵。

※末尾に本史料より作成した松井氏の海辺開発一覽表を掲げる。

(二一) 右同史料。

(二二) 安政二年（一八五五）古閑沖催合新地、同年北

牟田新地・三江湖新地・北原新地など。

(二三) 前掲史料（一八）、安永四年日記之内正月廿六日分。安永四年（一七七五）の事例では、植柳村の農民三人が堤防外の荒地を畑地に願って許可され、三反歩ほどを開発した。藩目付役の塘検分のおりに隠し畑の嫌疑をかけられ、物議を醸した。

(二四) 右同史料、同年同帳九月十二日。「…去年打廻之自分少々作所相見へ、当年者猶又広り候様子ニ相見へ候付、例之百姓又々隠作り等茂不仕候哉」。荒地における小規模開発は、中世以来続いていた。八代河口域における荒地は、腐葉土性の土質であるところから、痩せ地というにはあたらない。洪水の常習地帯で、水損を受けるという意味での荒地であり、葭立の合間には、「隠し作り」が横行していた。

(二五) 右同史料、「安永三年日記之内七月廿一日」。

(二六) 右同史料、「明和元年日記之内八月十八日」。

(二七) 右同史料、「」。

(二八) 右同史料、「」。

(二九) 右同史料、「」。

(三〇) 細川藩政史研究会編『熊本藩年表稿』（一九七四）。

(三一) 前掲史料（二六）に同じ。

- (三二) 右同史料、「〃〃〃」。
- (三三) 右同史料、「〃〃〃」。
- (三四) 右同史料、「〃〃〃」。
- (三五) 右同史料、「明和七年日記之内二月八日」。
- (三六) 右同史料、「明和七年日記之内二月十二日」。
- (三七) 右同史料、「明和七年日記之内二月六日」。
- (三八) 右同史料、明和四年御勘定間万留帳之内三月六日。「八代郡高田手永鋪(ママ)河内村海辺ニ拝領仕置候際目地、当春方潮塘築方ニ取懸り申候、依之石手普請仕候付、若北御郡内方角宜海辺之御山内ニ御座候石を取出せ申度奉存候」。
- (三九) 右同史料、「明和五年日記之内四月五日・同六月十五日・同七月二日」。
- (四〇) 松井家文書『塘筋全』、「明和七年日記之内四月廿三日」・熊本大学附属図書館蔵。
- (四一) 右同史料、「安永三年七月廿三日」。
- (四二) 松井氏による高子原新地の堤防修復でも同様の問題が発生している。
- ：被申間候者八代高子原村潮塘之儀ニ付、此間被仰達置候趣御詮議ニ相成申候処、惣鉢御家中開塘之儀者開主ノ方修覆有之筈之処、右高子原村塘筋之儀者如何様之訳ニ而御郡方方御普請致来候哉、難分候：

- (右同史料、「安永三年日記之内六月廿八日」)。
- (四三) 松井家文書『先例略記一御開之部』、「明和五年六月六日日記」。
- (四四) 前掲史料(四〇)、「安永二年御勘定所万控之内六月廿八日」。
- (四五) 森泰博『大名金融史論』(一九七〇)一五四頁。「蔵屋敷に出入りし、普請・婚嫁・国替・飢饉等、臨時の必要上の金談に應ずる蔵元・掛屋以下、大名貸をする町人の総称」。
- (四六) 立木貴文「熊本藩宝曆の改革に関する一考察」『熊本史学』七〇・七一号一九九五。
- (四七) 『松井家先祖由来附』(八代市教育委員会『八代市史』近世史料編四一九九九)三三一頁。
- (四八) 前掲史料(四三)、「安永三年日記之内三月廿一日」。
- (四九) 前掲史料(四一)に同じ。
- (五〇) 右同史料、「文化八年日記之内九月廿八日」。
- (五一) 松井家記録抜粹『海辺新地御布達之趣に付御達』崇城大学蔵。
- (五二) 松井家文書『先例略記一御開之部』、「安永四年日記之内五月十二日」。
- (五三) 右同史料、「〃〃〃」。

(五四) 永井宇七兵衛『拾芥圃記』熊本県立図書館蔵。「…田に蝗虫之生したる時、鯨之油を差て虫を殺す事、古来當郷之人是を志らす、延享之比方此事流布して奇功を得るもの多し」。

作者は、熊本藩五町手水の惣庄屋で天明期頃の叙述といわれている。

(五五)

〔築造年〕	〔所在地〕	〔開発者〕	〔面積〕
① 天保二年(一八三一)	玉名郡大浜村	小田手水	二町九反
② 十二年(一八四一)	鮑田郡川口村	錢塘手水	三町二反
③ 十三年(一八四二)	小島村	池田手水	九反
④ 〃〃〃〃	方近村	〃	一町三反
⑤ 十四年(一八四三)	中島村	五町手水	二町二反
⑥ 〃〃〃〃	玉名郡 鍋村	荒尾手水	不明
⑦ 〃〃〃〃	鮑田郡式二町村	錢塘手水	二町九反
⑧ 弘化三年(一八四六)	玉名郡小天村	小田・坂下・榎方	八町六反

(内山幹生「近世の蝗災防除」・西南学院大学

『国際文化研究』二〇〇二)。

(五六) 前掲史料(五一)に同じ。

(五七) 松井家文書『塘筋全』、「明和九年安永改元日記

之内七月十日」。

(五八) 鎌田浩『熊本藩の法と政治』(一九九七)七五頁。

(五九) 前掲史料(五七)、「安永二年日記之内四月五日」。

(六〇) 右同史料、「〃〃〃〃」。

(六一) 『御知行村々御物成』(八代市教育委員会『八代市史』近世史料編Ⅶ一九九八)四五四頁。「…八代郡帯刀殿御知行所当作毛、段々出来次第徳懸は御内検より相極、取立の儀は御惣庄屋より取立懸々の在蔵ニ入置申ニ不及」。

(六二) 阿部堅二「近世八代津口番所について」(『熊本

史学』五一号一九七八)。

(六三) 松井家文書『先例略記』御開之部、「安永四年

日記之内九月十二日」。

(六四) 右同史料、「〃〃〃〃」。

(六五) 八代市教育委員会『八代市史』近世史料編Ⅶ

(一九九六)七頁。

「…松井氏は江戸時代を通じて三〇数箇所、千数百町歩にわたる干拓新田を開発した」。